



建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'99/7

JULY.15.THU No. 81



夏の夜空を彩る 志木市民花火大会 (志木市提供)

建産連の

SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

労働災害の防止について

首藤 淳

労働災害の多く発生する業種として、常に「建設業」が挙げられている。けれども、平成10年の休業4日以上死傷者数を見れば、埼玉県内では製造業が30%であるのに、建設業は28%である。それにもかかわらず「建設業」が労働災害が多い業種と見られているのは、死亡災害の占める割合が多いのと、災害の発生率が高いためである。

死亡災害の占める割合は、昨年の埼玉県内の建設業が全体の44.6%を占めるのに対し、製造業は19.6%、実に2倍以上もの件数が発生しているのである。発生率が同じならば、従事する労働者が多い方が災害発生件数が多いものであるが、建設業よりも製造業の方が従事する労働者が多い。そこで、発生率が問題になるので、度数率（100万労働時間あたりの死傷者数）を見ると、平成9年の死傷合計では製造業1.10、建設業1.11と余り差がないが、死亡災害では製造業が0.01なのに建設業では0.02と実に2倍の発生率である。これは同じ時間働いた場合に2倍の死亡者が出るということであり、同じ規模の事業場で働いていれば死亡災害に出会う率が2倍ということである。これでは優秀な労働者の確保は難しい。ましてや少子化の時代であり、なおさらである。

建設業の労働災害を、事業主団体が自主的に防止活動をすべく「労働災害防止団体法」により、「建設業労働災害防止協会」が設立してから30有余年が過ぎ地道な活動の結果は、災害発生件数の減少として現れ、全国の建設業の死亡災害の発生件数は往時（2,405件/S.39）の3分の1以下（725件/H.10）となっている。安全のバロメーターである度数率の変化を見ると、昭和48年→平成9年の比較で建設業は14.22→1.11と12.8倍安全になったのに対し、製造業では5.00→1.10と4.5倍である。事業主の方々の安全に対する取り組みがいかに効を奏したかの証である。

しかし、昨年の死亡災害56人中25人（埼玉県内）と、業種別に見ると建設業が最多発業種である。「第4次建設業労働災害防止5か年計画」の2年度にあたる本年は、災害が1件でも少なくなるよう「三大災害絶滅運動」「安全衛生教育の充実」及び国からの委託事業である「安全管理活動の促進事業」等に取り組んで行く所存ですので、絶大なる御協力をお願いいたします。

（建設業労働災害防止協会埼玉県支部長）

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

志木市民花火大会は市内を流れる荒川の堤外において毎年開かれています。毎年7月の最終の土曜日に開かれ、今年は第9回目に当たります。

◆ 巻頭言	1
◆ 特集・県の「建設副産物の手引き」	3
◆ 行政情報	
(1) 本庄地方拠点都市地域整備始動	1 2
(2) 越谷レイクタウン整備事業着手	1 7
◆ シリーズ特集 21世紀を展望したまちづくり (その78)	
— 志 木 市 —	2 0
◆ 連合会の動き	
(1) 平成11年度通常総会・設立20周年記念式典	2 3
(2) 施設等の視察研修	3 0
(3) 理事会・委員会報告	3 2
◆ 企画シリーズ・県内文化遺産めぐり 埋蔵文化財関連遺跡探訪 (11)	
— 見沼通船堀 —	3 3
◆ 告 知 板	
(1) 新行政改革大綱 — 埼 玉 県 —	3 7
(2) 分権推進計画策定 — 埼 玉 県 —	3 7
(3) 県経済対策会議が上半期発注目標82%決定	3 7
(4) 県産品事例集作成 — 埼 玉 県 —	3 8
(5) 県が新たな景気・雇用対策	3 8
(6) 建産連会館の閉鎖について (旧盆) — 事 務 局 —	3 8
(7) 入札参加資格者の格付け公表 — 埼 玉 県 —	3 9
◆ 連 載 植物を旅する (その4)	
メタセコイア	— 有 瀧 忠 彦 — 4 1
◆ 建産連だより	
会員団体の動静	4 5
◆ 連 合 会 日 誌	4 9
(財)建設物価調査会案内広告	(4 0)

資源循環型社会構築に向け 県が「建設副産物の手引き」を作成 発注段階から処理に取り組む

【作成の背景と目的】

資源循環型社会の構築には、建設副産物の発生の抑制・再利用・適正処理が基本とされるが、これを有効に確保するためには、工事の施工段階だけではなく、発注段階においても建設副産物対策に取り組まなければならない。このような副産物対策の見地から、建設省は「建設リサイクル推進計画'97」（平成9年10月）、「建設リサイクルガイドライン」（平成10年8月）を策定した。県はこれを踏まえて、平成10年11月「建設副産物の手引き－資源循環型の建設事業を推進するために－」を作成した。これは、公共工事の発注者が、工事の計画・設計・積算段階から建設副産物の適正な取り扱いをすることにより、資源循環型の建設事業を推進しようというものである。建設省は平成10年12月に建設副産物適正処理推進要綱を改正したが、これは前述の「建設リサイクル推進計画'97」等にマッチさせたものである。同要綱第1章総則第6「発注者による計画の作成、条件明示」等の項では「発注者は、建設工事の計画及び設計に当たっては、建設副産物の抑制及び再利用の促進に配慮し、必要な調査の実施、適正な計画立案、設計の実施に努めなければならない。また建設工事の発注に当たっては、計画・設計段階の検討結果及び適正処理に留意した処理方法を条件として明示するとともに、必要な経費を計上しなければならない」と定めている。県の作成した「建設副産物の手引き」はこれを具体化したものであり、すべての建設工事関係者の深い認識が求められているものである。手引き作成当局の了解のもとに、以下「手引き」の要点を転載する。

【基本方針】

1) 発生の抑制

発生量を減らすことが最も重要であり、そのためには工事計画段階から発生させない計画により、場外への搬出量を極力抑制する。

- ① 発生抑制を考慮した工法・資材を採用する。
- ② 処理方法に応じた分別を徹底する。
- ③ 破碎、脱水及び乾燥による減容・減量化を行う。

2) 再利用の促進

場内利用に努めるとともに、搬出せざるを得ないものについては、リサイクルを徹底する。

- ① 現場内利用及び他工事での活用を図る。
- ② 再資源化施設等の活用により、リサイクルの促進を図る。

③ 再資材を積極的に利用する。

3) 適正処理の徹底

リサイクルができない場合は、適正な処理により不法投棄を防止する。

- ① 不法投棄等の防止策を推進する。
- ② 処理業者との適正な委託契約の締結と適正な処理費用の支払いを行う。

【リサイクルの目標】

平成12年度までに達成すべき目標を右表のとおりとする。

種類	再利用率 (%)
建設廃棄物	90 (80)
a) アスコン塊	100 (90)
b) コンクリート塊	100 (90)
c) 建設汚泥	60 (60)
d) 建設混合廃棄物	60 (50)
e) 建設発生木材	100 (90)
f) 建設発生土	80 (80)

(括弧内は建設リサイクル水新計画'97に示された目標値)

【建設発生土】

1) 計画

建設発生土の発生量は、建設等の影響を大きく受けるため計画段階に盛土切土の土工量のバランスを考慮する必要がある。また、計画段階でリサイクル計画書を作成し、建設発生土の有効利用を検討する。

① 工事間利用の範囲

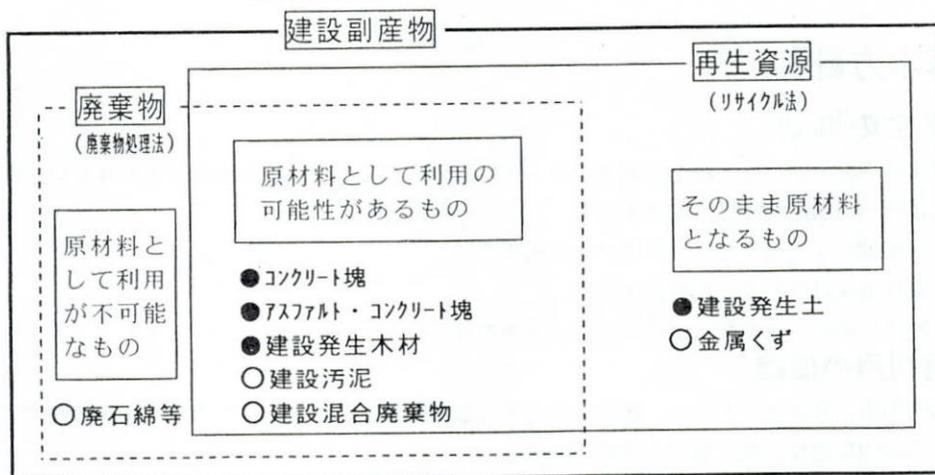
建設発生土を搬出又は搬入する場合は、原則として、工事現場から50kmの範囲内で他の建設工事を調査し、利用用途に応じた土質や時期を考慮しつつ行う。

② 搬出・搬入先の検索

相手先を検索する優先順位は次の通り。

- ① 建設発生土情報システムによる公共工事間利用

【建設副産物と再生資源、廃棄物との関係】



○印はリサイクル法の対象外

- ㊤ 他の公共工事に直接照会
- ㊦ 林首都圏建設資源高度化センター（ACR）の利用
- ㊧ ストックヤード
- ㊨ 民間工事に照会
- ㊩ 土質改良プラント

③ 建設汚泥との関係

建設発生土は、一般的に産業廃棄物とならないが、特に軟弱なものについては、土質区分基準において泥土に区分される。泥土のうち、河川等の浚渫に伴う土砂、その他これに類するものは「廃棄物処理法」の適用を受ける廃棄物から除外されているが、地下鉄の工事現場等から排出される含水率が高く粒子の微細な泥状のものにあっては、建設汚泥（産業廃棄物）として取り扱うことになっている。

また、『建設廃棄物処理ガイドライン（厚生省）』によれば、「直径74ミクロンを超える粒子を概ね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ生活環境上支障ないものは土砂として取り扱う」とされている。

④ 汚染土

有害物による土壌の汚染については、「土壌の汚染に係る判定基準」が定められており、これに適合する発生土は、特段の配慮をせずに利用することが可能である。従って、工場跡地など有害物に汚染されている可能性のある場合は、計画・設計段階で、この基準への適合について配慮する必要がある。

2) 設計・積算

① 検討・調整

設計者は、リサイクルの状況を把握し、より一層の推進に向けた検討・調整を行うため、リサイクル計画書（積算段階）及びリサイクル阻害要因説明書（リサイクル率が目標値に達しない場合）を設計前に作成し、建設副産物推進委員（主幹、次長、土木主幹等）に当該工事のリサイクル状況を説明し、承諾を受けるものとする。

また、建設発生土を民間工事及び民地に処分した場合、リサイクル計画書に処分先等を記入し、建設管理課技術管理担当へFAX送付する。

② 留意事項

設計者は、設計・積算に当たり、受入場所の処理能力、容量、受入時間、受入条件等に十分留意するとともに、受入場所、運搬距離等を特記仕様書に明示する。

③ 運搬費等

㊦ 指定処分を原則とし、処分場所までの運搬距離、ガードマンの必要性等、現場条件を勘案した作業内容に応じ積み上げ積算する。

㊧ 準指定処分とする場合は、これまでの実績を勘案して想定される運搬距離等で積算し、実際の搬出状況に応じて設計変更する。

④ 処分費

㊦ 建設発生土を他の公共工事へ搬出する場合は、原則として処分費は計上しない。しかし、ACRを利用する場合は、ACR処分費を計上する。

㊧ 建設発生土をストックヤード（一時仮置場）及び土地改良プラント等へ搬出する場合は、

必要に応じて処分費を計上する。

㉗ 建設発生土を民間工事又はやむを得ず民地へ処分する場合は、必要に応じて処分費を計上する。

㉘ 土木工事標準積算基準書では、「処分費等」に係る諸経費の算出方法が定められているので、積算に当たって注意すること。

⑤ 敷均し費

処分場所における敷均し費用は必要に応じて計上する。

⑥ 設計変更

運搬距離、数量及び処分費の増減による設計変更を行うことができる。

3) 施工・監督

① 施工計画書提出時

㉗ 監督員は、施工計画書において建設発生土の再利用又は処理計画の作成を指示し、内容を確認する。

㉘ 監督員は、100㎡以上の建設発生土を工事現場外に搬出する場合、「建設発生土搬出のお知らせ」の作成を請負者に指示し、施工計画書に添付させ内容を確認するとともに、搬出先の市町村へ通知させる。

㉙ 監督員は、1000㎡以上の建設発生土を搬入（搬出）する場合、リサイクル法に基づき、「再資源利用〔促進〕計画書（規定様式）」の作成を請負者に指示し、施工計画書に添付させ内容を確認するとともに、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局へ通知させる。

② 工事完了時

㉗ 監督員は、実際に処分を行ったことを証明する資料（地主との受入契約書、明細書、写真等）により、適正な処理が行われていることを確認する。

㉘ 監督員は、1000㎡以上の建設発生土を搬入（搬出）する場合、「再資源利用〔促進〕実施書（規定様式）」の作成を請負者に指示し、内容を確認するとともに、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局へ通知させる。

【アスコン塊、コンクリート塊、建設発生木材】

1) 計 画

アスコン塊、コンクリート塊、建設発生木材は、計画段階からリサイクル計画書を作成し、建設廃棄物の適正処理と再生資材の利用を図る

① 工事現場からの搬出

アスコン塊、コンクリート塊、建設発生木材は、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、再資源化施設へ搬出する。

② 再生骨材の利用

工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材（再生砕石及び再生砂）を利用する。

③ 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的

物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

④ 再生資材の利用用途

表-14を参考にする（略）。

⑤ 現場内利用

搬出事業者が自ら利用する場合は、その産業廃棄物を利用することに客観的な有価値性が見いだされる物にしてから利用しなければならない。

2) 設計・積算

① 検討・調整

設計者は、リサイクル計画書（積算段階）及びリサイクル阻害要因説明書（リサイクル率が目標値に達しない場合）を設計前に作成し、建設副産物推進員に当該工事のリサイクル状況を説明し、承諾を受けるものとする。

② 留意事項

⑦ 設計者は、設計・積算に当たり、再資源化施設の処理能力、受入時間、受入条件などに十分留意するとともに、再資源化施設の場所、運搬距離等を特記仕様書に明示する。

⑧ 再資源化施設へ指定処分とし、積込費、運搬費、処分費（廃材持込料）を必要に応じ積算する。

⑨ 数量の増減、運搬距離の増減等により設計変更を行うことができる。

3) 施工・監督

① 施工計画書提出時

⑦ 監督員は、建設廃棄物（アスコン塊、コンクリート塊、建設発生木材）の処理にあたって、排出事業者（元請業者）が処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指示し、施工計画書の処理計画において、建設廃棄物処理委託契約書の内容を確認する。収集運搬業務を委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指示し、その内容を確認する。

⑧ 監督員は、次に該当する場合「再資源利用〔促進〕計画書」の作成を請負者に指示し、内容を確認するとともに、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局へ通知させる。

<再生資源を利用する場合>

再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

① 200 t 以上の加熱アスファルト混合物（再生アスファルト含む）を搬入する工事

② 500 t 以上の砕石（再生骨材等含む）を搬入する工事

<建設副産物を搬出する場合>

再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t 以上搬出する工事

② 工事完了時

⑦ 監督員は工事完了時に、「再資源利用〔促進〕実施書」を確認するとともに、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局へ通知させる。

⑧ 監督員は、建設廃棄物（アスコン塊、コンクリート塊、建設発生木材）の処理を委託した場合、その適正な処理を確認するため、マニフェストシステムによるA票、B2票、D票（複写式伝票）の提示を求め、処理状況を確認するとともにD票の写しの提出を指示する。

【建設汚泥】

1) 計 画

工事施工の工法の選定にあたっては、建設汚泥を発生しない工法について検討する。なお、建設汚泥の発生が避けられない場合の取り扱いは次のとおりである。

建設汚泥の性状は、掘削する地盤の土質条件や掘削方法により異なるので、廃棄物の取り扱いや処理方法について、事前の土質調査に基づき設計、処理計画等の段階で十分に検討する。このとき汚泥が大量に発生する場合は、再生利用を第一に考え、中間処理し、埋め戻し材料、路床材料、堤防・宅地造成用資材等の土木資材とすることを目的とした計画を立てる。

また、計画段階からリサイクル計画書を作成し、適正な処理と有効利用を図る。

なお、詳細設計などで検討すべき主な事項は次のとおりである。

- ㉞ 建設汚泥の数量の把握
- ㉟ 自ら中間処理することが可能か検討
- ㊱ 建設汚泥の現場及び他工事へ利用の検討

① 現場内利用

排出事業者が自ら利用する場合は、自ら中間処理等を行って、その産業廃棄物を利用することに客観的な有価性が見いだされるものにしてから、利用しなければならない。

建設汚泥を埋め戻し材料等の構造物の材料として使用するときは、使用材料としての品質に適合するよう脱水等の中間処理を行い、かつ高度な質的改良を行う。

利用方法としては、流動化処理工法があり、施工幅が狭く十分な締め固めが難しい場所の埋め戻しに有効である。

なお、排出事業者が自ら中間処理を行い、改良したものを製品として当該工事で利用する場合の処理施設の処理能力が次の場合は、廃棄物処理法第15条に基づく処理施設設置許可を必要とする。

汚泥の脱水施設 — 処理能力10^m³/日を超えるもの（石灰で発熱、水和する施設を含む）

汚泥の乾燥施設 — 処理能力10^m³/日を超えるもの（天日乾燥は100^m³/日を超えるもの）

② 現場外利用

建設汚泥が流動性を呈するものではなく、廃棄物処理法に定める溶出基準に適合し、当該汚泥からの溶出液が水質汚濁防止法に定める排水基準に適合し、かつ当該汚泥が粉塵となって飛散する恐れがないもの等、生活環境の保全上支障を生じさせないものは、県の個別指定により、埋め戻し材料等として再利用することが可能である。

処理方法としては、高圧薄層型フィルタープレスにより、泥水シールド工事から発生する泥水の脱水を行い、かつ改良したものを工業団地造成の盛土材として利用した事例がある。

なお、個別指定を活用する場合、県廃棄物対策課審査担当と協議する必要がある。

また、シールド工法等から発生する無機性の建設汚泥については、厚生大臣の認定を受け、高規格堤防に利用することができる。（再生利用認定制度）

③ 現場外処分

産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者等に委託しなければならない。

なお、中間処理施設では現在とどころ、最終処分を行うための処理を行っている。

また、排出事業者が自ら処分する場合、廃棄物処理法に定める処分基準（廃棄物処理法施行令第6条）に従わなければならない。

④ 土砂と建設汚泥の区分

土砂（建設発生土）と汚泥（建設汚泥）の区分の目安は、以下のとおりである。

土砂：○河川等の浚渫に伴って生ずる土砂、その他これに類するもの。

○もっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

○粒子の直径74ミクロンを越える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるのでズリ分離等を行って泥状ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ生活環境の保全上支障ないものは土砂として取り扱う。

汚泥：○地下鉄の工事現場等から排出される含水率が高く、粒子の微細な泥状のものにあっては、無機質の汚泥として取り扱うものである。

○建設工事に伴って排出されるもののうち、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けないものは、廃棄物処理法第2条第3項に規定する汚泥として取り扱われること。なお、この状態を土の強度を示す指標でいえばコーン指数が概ね2以下又は一軸圧縮強度がおおむね0.5kg/cm²以下である。

2) 設計・積算

① 検討・調整

設計者は、リサイクル計画書（積算段階）及びリサイクル阻害要因説明書（リサイクル率が目標値に達しない場合）を設計前に作成し、建設副産物推進員に当該工事のリサイクル状況を説明し、承諾を受けるものとする。

② 留意事項

㉞ 設計者は、設計・積算に当たり、中間処理施設の処理能力、受入時間、受入条件等に十分留意するとともに、中間処理施設の場所、運搬距離等を特記仕様書に明示する。

㉟ 中間処理施設へ指定処分する場合は、積込費、運搬費、処分費を必要に応じ積算する。

㊱ 数量の増減、運搬距離の増減等により設計変更を行うことができる。

3) 施工・監督

① 施工計画書提出時

監督員は、建設汚泥の処理を委託する場合、排出事業者（元請業者）が処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指示し、施工計画書の処理計画において建設廃棄物処理委託契約書の内容を確認する。

なお、収集運搬業務を委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指示する。

② 工事完了時

建設汚泥の処理を委託した場合、その適正な処理を確認するため、マニフェストシステムによるA票、B2票、D票（複写式伝票）の提示を求め処理状況を確認するとともに、D票の写しの提出を指示する。

【特記仕様書】

5-1 共通

〇〇〇〇工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県〇〇工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、〇〇線〇〇市〇〇地内〇〇工事に適用する。

(共通事項)

第3条 請負者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況〔実績〕について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存する。

なお、これらの計画書及び実施書は、作成の都度、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局(〒100-8691 東京都千代田区東京中央郵便局私書箱877号)にも各1部提出する。

○再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事

- ① 1000㎡以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

○再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事

- ① 1000㎡以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計200t以上搬出する工事

2 請負者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分に当たり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム(集荷目録制)」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票(複写式伝票)を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票の写しを提出する。

第4条 5-2の①～④から選択する。

(建設廃棄物の処理)

第5条 アスコン塊は、〇〇市〇〇地内、片道運搬距離〇〇kmの(株)〇〇〇〇〇〇に運搬し、処理する。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督員に報告する。

2 コンクリート塊は、〇〇市〇〇地内、片道運搬距離〇〇kmの(株)〇〇〇〇〇〇に運搬し、処理する。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督員に報告する。

3 建設発生木材は、〇〇市〇〇地内、片道運搬距離〇〇kmの(株)〇〇〇〇〇〇に運搬し、処理する。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督員に報告する。

4 建設汚泥は、〇〇市〇〇地内、片道運搬距離〇〇kmの(株)〇〇〇〇〇〇に運搬し、処理する。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督員に報告する。

(再生資材の利用)

第6条 下記の資材については、再生資材を利用すること。

資材名	規格	備考
再生アスコン	(13)-50、(20)-50	表層及び基層
再生切込砕石	40mm以下	車道及び歩道路盤等
再生砂	細粒分含有率50%未満	歩道等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

5 - 2 建設発生土

① 指定処分の場合

(建設発生土の搬出)

第4条 建設発生土は、下記に示す条件により工事間利用を図るものとする。

なお、搬出の手続き等は監督員の指示による。

- ア 搬出先(場所、相手先工事等)…… 県道〇〇線 〇〇市〇〇地内 〇〇〇〇工事
- イ 土質及び処分量 …………… 第〇種建設発生土 〇〇m³
- ウ 搬出時期 …………… 平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月

2 請負者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設請負発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

② ACR(㈱首都圏建設資源高度化センター)利用の場合

(建設発生土の搬出)

第4条 建設発生土〇〇m³は、(㈱首都圏建設資源高度化センター(以下ACRという)の受入地である〇〇市〇〇地内に搬出する。

2 ACRの利用に当たっては、請負業者はACRに土砂搬入申込書を提出し、手数料を支払い、整理券の交付を受け、ACRの指示に従い建設発生土を受入地へ搬出する。

なお、実施にあたっては、監督員の指導を受けるものとする。

3 請負者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

③ 準指定処分の場合

(建設発生土の搬出)

第4条 建設発生土は、受入地までの片道運搬距離を〇〇kmと想定し、敷均しを行うものとする。運搬距離等が変更になった場合は、契約変更の対象とする。

2 請負者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

④ 搬入土の場合

(建設発生土の搬出)

第4条 本工事の盛土に使用する土砂は、〇〇通り 〇〇市〇〇地内 〇〇〇〇工事から運搬された建設発生土を利用することとし、運搬に要する費用は、発生側の負担とする。

21世紀の先進的「科学田園都市」づくり

—— 本庄地方拠点都市地域整備事業が始動 ——

土屋知事が県土の調和と均衡ある発展を願って指定した本庄地方拠点都市地域の整備事業が、県南部のさいたま新都心に対して、県北における次世代都市づくりをめざして動き出した。地域がめざす将来都市像は彩の国…本庄科学田園都市（本庄テクノガーデンシティ）。県の本庄地方拠点都市地域整備「基本計画」に沿って、事業のあらましを展望する。

〔基本計画〕

本庄地方拠点都市地域は、平成5年8月に指定、平成7年3月、本庄地方拠点都市地域整備推進協議会（本庄市・美里町・児玉町・神川町・神泉村・上里町・岡部町で構成）が基本計画を策定、これを知事が承認した。目標人口は平成15年度20万人程度とする（平成2年国勢調査15万人）。

(1) 基本方針

新幹線新駅の誘致や早稲田大学を中心とする研究開発機関の立地促進を図るとともに、恵まれた地域資源を活用し、「職・住・道・学」の機能を備えた魅力ある拠点都市地域の形成を図る。

(2) 四つの整備目標とそのための重点施策

- ① 科学技術革新を先導する国際的な拠点づくり（・早稲田リサーチパーク ・情報工学研究施設 ・国際交流拠点施設 ・サテライトビジネスセンター）
- ② 魅力と活力ある地域活動を支える都市基盤の整備の推進（・上越新幹線の誘致

◆地方拠点都市地域とは……

「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の推進に関する法律」に基づく、一定の中心性を持った地方都市とその周辺地域において、多様な都市機能の集積や良好な居住環境の形成などを行うことにより、「職・住・遊・学」の機能が融合した魅力ある地域を形成し、地方の自立的成長と国土の均衡ある発展をめざすもので、全国に85地域が指定されている。

・国道17号、462号、テクノガーデンロード等道路網整備 ・公共下水道 ・工業団地 ・土地区画整備事業 ・情報基盤施設

- ③ 豊かな文化、自然を生かした定住環境の整備の推進（・ハイウェイオアシス ・歴史民族資料館 ・県営大規模公園 ・複合文化施設 ・博物館）
- ④ 多様化する社会ニーズに応えられる社会基盤システムの整備の推進（・生涯学習センター ・総合福祉センター ・医療・福祉の里 ・イベントの開催）

(3) 21世紀に向けて地域づくりを先導する「10拠点地区」の整備

都市機能の集積や居住環境の整備を重点的に実施する地域として、10か所を拠点地区に指定し、その整備を推進する。また、拠点地区間のネットワーク化を図り、地域全体がそれぞれの拠点地区に集積する機能を楽しむことができるよう、一体的な地域づくりを進める。

10 拠 点 地 区

- ・本庄産業業務拠点地区 (44ha)
- ・北泉地区 (104ha)
- ・早稲田リサーチパーク地区 (93ha)
(以上3地区が「本庄新都心地区」)
- ・本庄駅北口地区 (40ha)
- ・岡部駅南地区 (63ha)
- ・神保原駅周辺地区 (94ha)
- ・美里北部地区 (63ha)
- ・神川セントラルパーク地区 (45ha)
- ・児玉駅周辺地区 (20ha)
- ・神泉レクリエーション拠点地区 (40ha)

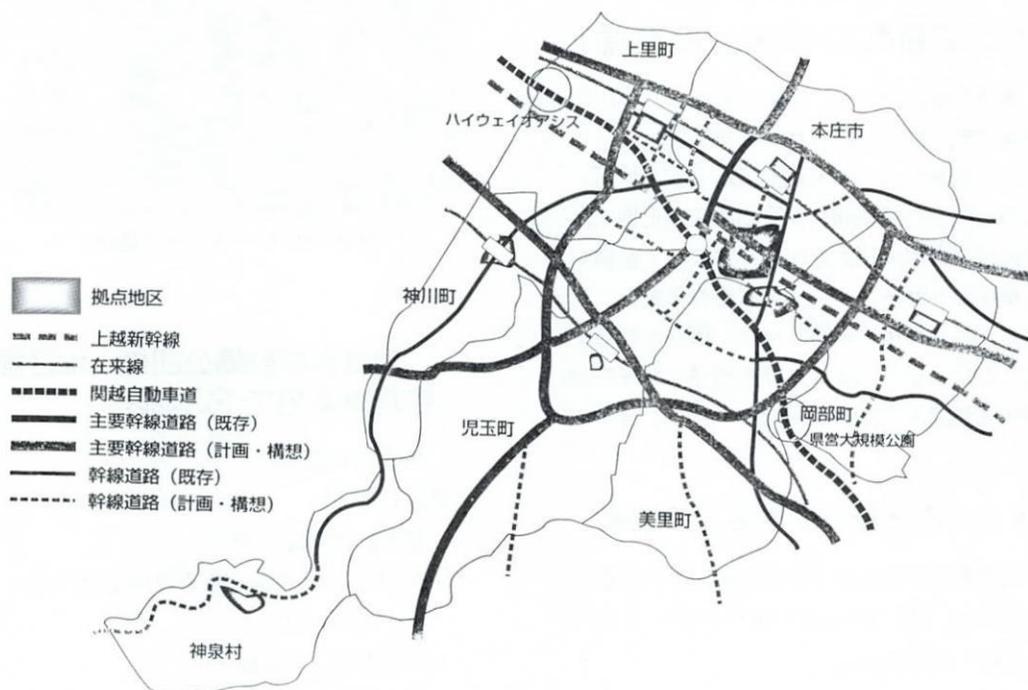
〔新幹線本庄新駅 と周辺整備〕

(1) 新駅設置に関する基本覚書の締結

県、本庄市、JR東日本の三者は、平成10年12月16日に、平成16年を目標に、新駅を設置することで基本覚書を締結した。

(2) 新駅と周辺整備

- ① 新駅の位置、構造＝熊谷・高崎間のほぼ中間地点(大宮起点57.7km付近)。構造は相対式2面4線、高架式ホーム、高架下駅舎
- ② 駅建設費用＝県では11年度当初予算に概略設計の負担金(全体の3分の1)3,080万円を計上、JR東日本が11年度中に概略設計をまとめるが、これにより駅建設費用が確定する。JR東日本からは、全国の他の駅の事例などから、概ね120～



125億円程度との見込みが示されている。

- ③ 駅周辺整備＝新駅開業までに駅前広場、周辺の駐車場並びに新駅周辺道路を本庄市が中心となって整備する。

(3) 新駅整備費用の負担区分と用地確保等

- ① 駅整備費用の負担区分＝県1/3、本庄市1/3、周辺市町村及び寄附で1/3を想定
- ② 設置に必要な用地は本庄市が確保

(4) 今後の整備スケジュール（想定）

- ・平成11年度 駅概略設計
- ・平成12年度 駅詳細設計及び用地確保
- ・平成12年度 駅建設工事及び周辺道路
～16年度 ・駅前広場等の整備
- ・平成16年3月 新駅開業

〔先導的整備地区としての「本庄新都心地区」の整備〕

本庄新都心地区は、新駅を中心に、本庄産業業務拠点地区・北泉地区・早稲田リサーチパーク地区の3つの拠点地区から成る地区。この地区を地域振興整備公団施工の土地区画整理事業と早稲田大学が中心となって整備する早稲田リサーチパーク地区整備事業の2事業により、環境に配慮しつつ一体的に整備することにより、本庄拠点都市地域の発展を先導する国際的な研究教育都市として形成する。

1 「本庄新都心地区」の概要

地域振興整備公団土地区画整理事業予定地（168ha）及び早稲田リサーチパーク地区（75ha）合計243ha。



本庄産業業務拠点地区



北泉地区



早稲田リサーチパーク地区

2 地域振興整備公団の土地区画整理事業施工予定地区

(1) 今後の予定

〈平成11年度〉

- ・基本設計調査（公団）
- ・周辺関連公共施設整備計画調査（県・市・公団共同）
- ・環境影響評価調査（市）
- ・事業要請（県・市）

〈平成12年度〉

- 都市計画決定（県）

〈平成13年度〉

- 区画整理事業認可、新幹線新駅
工事着工（公団、JR東日本）

〈平成14年度〉

- 区画整理事業工事着工（公団）

(2) 基本調査段階での計画概要

① 本庄新都心地区の目指す都市像

㊦ インターチェンジや新幹線新駅による優れた広域交通条件を生かし、北関東地域の交流や連携を促す活力と求心力のある都市

㊧ 新しい時代に対応した環境共生・資源循環型の都市。

② 人口・土地利用フレーム

㊦ 最終的な定住人口約6,400人、最終的な従業人口11,700人（早稲田リサーチパーク地区含む）を想定。

㊧ 区画整理区域内の土地利用は、住民向けの商業・文化・サービス等の新都心機能用地・産業業務機能用地、沿道商業用地、住宅用地、公園・緑地等の土地利用を想定。

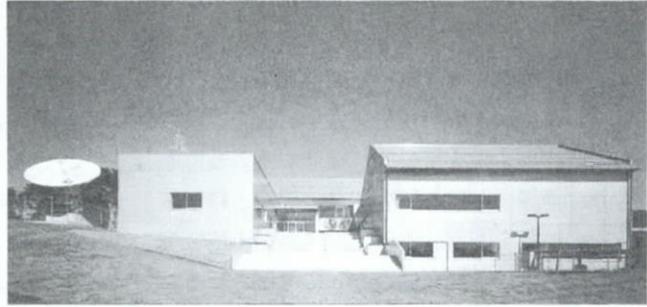
③ 計画上配慮・調整すべき事項

㊦ 土地区画整理事業等について、さらに地元地権者・協議会等の理解を得ていく。

㊧ 本庄新都心地区次世代都市づくり整備構想策定調査検討委員会（委員長・早稲田大学理工学部戸沼幸市委員長）が平成10年度に設立され、大学の研究開発内容と連携した高度情報通信の活用や環境・資源・エネルギー循環等に配慮した、先進的な都市システムの導入について調査検討を行っている。

3 早稲田リサーチパーク地区の整備

この地区は、早稲田大学の先端的科学技術に関する研究開発機能、人材育成機能及び情



本庄キャンパス新研究棟

報通信・交流機能の集積を図り、地域振興整備公団が施工予定の土地区画整理事業地区と一体となって本庄新都心地区を形成し、本庄拠点都市地域全体の発展の牽引力を担う地区である。

(1) 早稲田でリサーチパーク地区の現状

昭和36年に大久保山の独立丘陵のほぼ全域が早稲田大学本庄校地となって以来、セミナーハウス・図書館・グランド等の大学の諸施設及び本庄高等学院が立地している。

(2) 大学の整備方針

① 本庄校地における教育研究計画としては、情報通信、環境・資源エネルギー等を中心とする産学連携の共同研究及びそれを基礎とする大学院独立研究科を設置することとしている。

② それらの教育研究事業を支える基盤整備事業としては、新駅の設置や土地区画整理事業の進展及び県や市との調整を踏まえ、本庄新都心地区としての一体的な土地利用を図るものとし、自然保護・埋蔵文化財保護・良好な景観の維持形成等を考慮しつつ、段階的に整備するものとしている。

(3) 具体的な整備事業への着手

① 平成10年11月に学内に専担組織として本庄プロジェクト推進室を設置し、大学方針に基づく整備構想の策定、整備手法の検討を行っている。

② この方針の一環として、情報通信やエネルギー関係の産学共同研究事業の展開を目

指した新研究棟が平成10年10月に竣工している。

(4) 本庄国際リサーチパーク推進協議会

早稲田大学や埼玉工業大学と企業との共同研究事業等を積極的に推進することにより、地域における研究開発の促進と科学技術の振興を図り、本庄地方拠点都市地域を国際的な研究開発拠点として発展させるため、平成10年5月に設立された。(会長・埼玉経済同友会増野代表幹事・現在加盟企業・団体等が約130社)

協議会には、「次世代型インターネット研究会」、「有機循環型農業研究会」等の環境科学分野を中心として、12の産学共同の研究会が設置され研究活動を開始している。

〔他の7つの拠点地区の 整備促進方向〕

先導的な事業である新幹線新駅の設置事業及び本庄新都心地区の具体的な整備状況を踏まえながら、それらの先導事業の波及効果を生かして7つの拠点地区の整備を促進し、全体として職・住・遊・学の諸機能のバランスのとれた自立性の高い地域づくりを推進する。

・本庄駅北口地区(本庄市)

商業・業務機能、アミューズメント機能等の集積を図り、にぎわいと活力のある地域における中心市街地として整備をすすめる。

・岡部駅南地区(岡部町)

都市基盤整備をすすめる、商業・業務、教育・文化及び行政機能の集積を図り、にぎわいがあり快適で魅力に富んだ住環境の整った市街地として整備する。

・神保原駅周辺地区(上里町)

職・住近接型の「住」の役割を担う地区を形成するため、都市基盤整備を進め、住居・商業・業務機能の集積を図り、快適性の高い市街地を整備する。

・美里北部地区(美里町)

隣接する「本庄産業業務拠点地区」等への企業進出による雇用機会の創出に伴う住宅供給の役割を担う地区として整備する。

・神川セントラルパーク地区(神川町)

恵まれた自然・文化・歴史資源を生かし、年代に応じた多様な定住環境の整備をすすめる。

・児玉駅周辺地区(児玉町)

古い歴史と豊かな文化遺産を生かして、広く文化の拠点として文化・交流施設の整備をすすめる。

・神泉レクリエーション拠点地区(神泉村)

県立上武公園内にあり、身近かに自然とふれあえる環境に恵まれているため、自然環境を生かしたレクリエーションゾーンとして、「遊」の役割を担う地区として整備をすすめる。

〔本庄拠点ゼロ・エミッション ・モデル都市づくり〕

地球環境問題への取組の一環として、環境負荷の低減とエネルギーの効率的な運用による新しいゼロ・エミッションモデル都市実現のため、実証研究を本庄地方拠点都市地域で実施し、ゼロ・エミッション推進計画を策定する。

① 事業主体＝「本庄拠点ゼロ・エミッションモデル都市づく研究会」(平成10年11月設立)

② 事業スケジュール

・平成11年度

実証研究に向けた可能性研究推進計画策定

・平成12年度

実証研究及び拠点地区内におけるモデル実験、推進計画策定

治水と街づくり

ユニークな内陸型水辺都市 「越谷レイクタウン」事業着手

わが国初の内陸型水辺都市づくりとして、そのユニークさが注目されている越谷レイクタウン事業がいよいよ動きだした。越谷レイクタウン特定土地区画整理事業として施行に当たる予定者である住宅・都市整備公団埼玉地域支社にその概要を聞いた。(N. U.)

【事業目的】

越谷レイクタウン地区は、平成5年「利根川水系工事実施基本計画」の中に位置付けられている調節池と計画的市街地の整備が一体となった土地区画整理事業で、都市と河川が融合して良好な市街地の整備を目指す、我が国でも例を見ない大規模且つユニークな事業である。

当地区は、東京都心から北方約22km、越谷市東南部の田畑が広がる平坦な低地部に位置する面積約225.6haの地区で、地区中央には、東西にJR武蔵野線が走り、また、地区東側には国道16号と東京外郭環状道路を南北に結ぶ高規格自動車専用道路の東埼玉道路の建設が計画されている。

越谷レイクタウン地区を含む周辺一帯は、



越谷レイクタウンのイメージパース

これまで治水安全度が低く、度々浸水被害に遭ってきた地域であるが、こうした状況を改善すべく、埼玉県が事業主体となって、中川、元荒川流域全体の治水安全度の向上と豊かな水辺環境を合わせ持つ「大相模調節池」の整備が計画されている。大相模調節池は、面積約39.5ha、調節容量120万 m^3 を確保し、洪水時には元荒川から導入し、地区内で流量を調整後、中川へ排水することになっており、常時湛水は1～1.5m、計画高水位5mで計画されている。

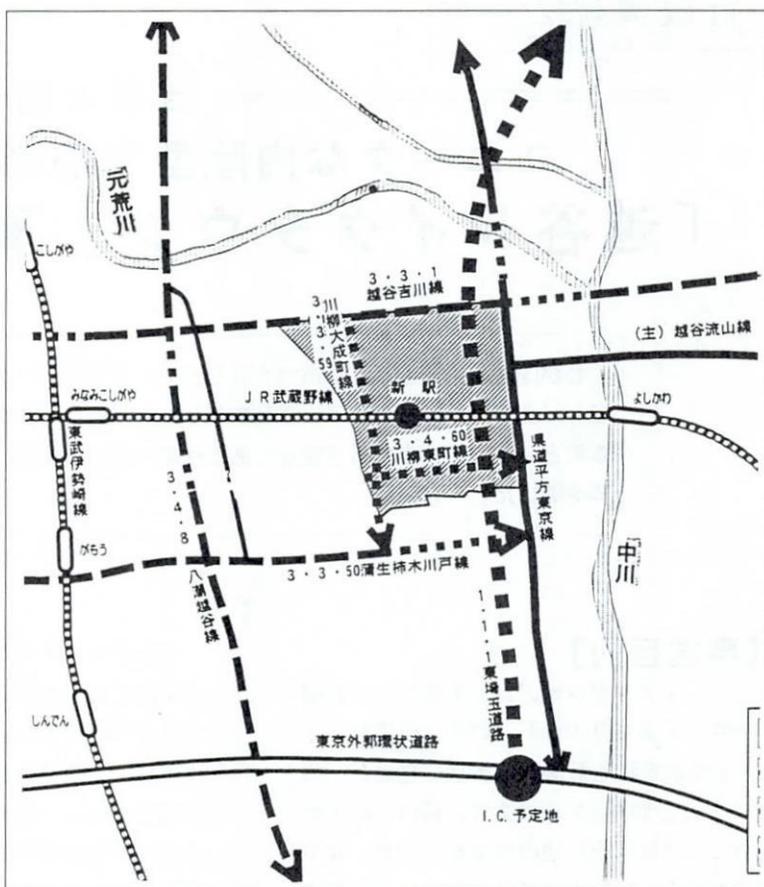
住都公団によると、事業の目的として次のようにうたっている。

「本事業は、大相模調節池と計画的市街地を合わせて整備し、水辺空間を活かした良質な住宅用地及び商業・業務用地の供給を行い、良好な居住環境の実現を図り、多様なニーズに応える複合多機能型の街づくりの形成を図ることを目的とする。」

【立地】

越谷レイクタウン地区の高い交通利便性を支える主要な広域交通網として、JR武蔵野線と東埼玉道路が挙げられるが、JR武蔵野線は、地区内土地利用の効率化及び南北交通の円滑化を図る目的で高架化を予定しており、地区内に予定される新駅設置の計画と合わせて、更なる交通利便性の向上を図る予定であ

地区周辺の広域道路網



る。

また、東埼玉道路側道は、建設省北首都圏道工事事務所により、平成16年の埼玉県国体開催を目指して整備を行う予定である。

土地利用計画の面では、水辺に囲まれたセンター地区に商業・業務・アミューズメント等の諸機能を合わせ持った施設を立地、誘導し、賑わいのある新市街地の形成を図り、さらに集合系の住宅を配置している。戸建系の住宅地については、主に水辺の外周に配置し、住民がゆとりや豊かさを実感できる計画となっている。

【まちづくりの特色】

越谷レイクタウンでは、街づくりの特色で

ある水辺空間（大相模調節池）の整備・活用について、特に工夫が凝らされているようである。

地区面積の約20%を占めるこの調節池を活かして、潤いと豊かさを実感できる親水性の高い都市空間及び居住環境の形成を図ることとしている。

具体の計画として、大相模調節池の水際線全線にわたり、住民の湖畔散策に適した歩道を整備し、更に、湖畔には、水辺に沿った湖畔林の植栽も計画され、対岸から木々の間に瀟洒な戸建住宅が見え隠れする快適な景観が創出される計画である。

調節池の法面については、緩斜面を使った芝生広場、カヌー等の乗り場にもなる栈橋等々、積極的な利用が検討されている。

また、内陸型の水辺都市づくりだけに、調節池の水の滞留によるアオコの発生等の汚濁を防ぐことが重要な課題とされており、干潮河川である中川の水位差を利用し、池内水の

入れ替えを行う浄化対策が考えられている。

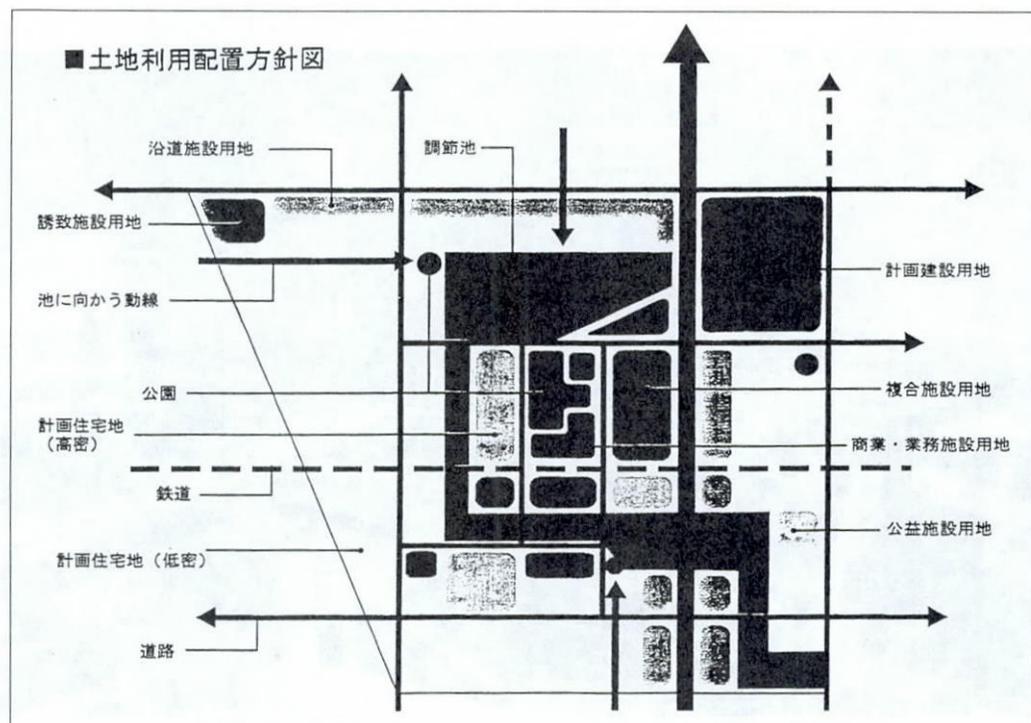
越谷レイクタウンでは、このような景観創出と、人と水との新たな関わり合いを具体化するような夢膨らむデザインが描かれている。

今後、調節池や公園等の広大なオープンスペースを活かし、自然環境に配慮した安全且つ快適な都市空間と新しいライフスタイルの実現を目指した街づくりが展開される。

【事業概要】

<越谷レイクタウン特定土地区画整理事業（予定）>

- 面積
約225.6ha
- 事業期間
平成11年度～平成25年度（精算期間除く）
- 計画人口
約22,500人
- 計画戸数
約7,200戸



『人と人、自然とひとが共生した
色彩豊かな快環創造都市』をめざして



志木市長 細田 喜八郎

■ はじめに

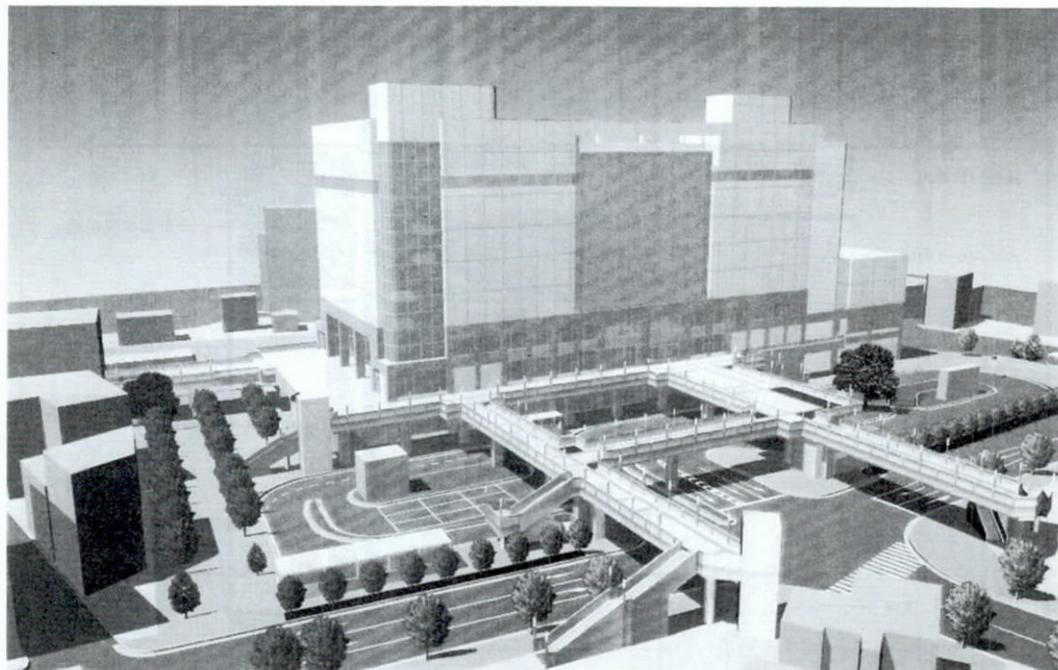
志木市は、埼玉県の南西部に位置し、県都浦和市と荒川を隔てて接するとともに、都心から25km圏、池袋から東武東上線で20分という交通の利便性に恵まれています。

古くは、新河岸川の舟運を中心とした中核的な商業の町として発展してきましたが、最近では、商業都市の性格に加え、首都近郊の住宅都市としての性格を強めています。

面積は9.06km²で、地形は台地と低地で構成され、昭和40年代以降の急激な都市化の進展による人口増加も近年になり沈静化しています。

人口は約6万5千人。人と自然と文化の調和した21世紀先進都市を目指しています。

現在、第三次志木市総合振興計画において、「人と人、自然とひとが共生した色彩豊かな快環創造都市」を将来都市像として掲げ、その実現に向け市民と行政が一体となってまちづくりを推進しています。



志木駅前開発イメージパース

■ 自然と調和のとれたまちづくり

本市では、現在、市の表玄関である、東武東上線志木駅東口再開発事業の、2000年春の完成をめざしています。

この再開発事業では、新たに建設するビル内の1階に、公益施設として、市役所の出張所を設置するとともに、8階には、市民活動の拠点となる「文化・コミュニティ施設」の整備を計画しており、新たな発展の礎として、多くの市民に期待されています。

また、これらの都市基盤整備と合わせ、市内に残る貴重なみどりの保全と、市民の身近な憩いの場として、「親水公園建設事業」や「ふれあいの森整備事業」を進め、良好な都市環境に配慮した、調和のとれた都市としての発展をめざしています。

■ 快適で安らぎのあるまちづくり

市民にとって、安全で快適な環境は、最も基本となる生活条件ですが、本市では、昭和47年から、市民のボランティアが活動をはじめた、「川と街をきれいにする運動」も、今では、家庭、学校、企業、行政と運動の輪が広がり、例年春と秋に行われる清掃日を「志木市の環境デー」と定め、公平な役割分担のもと、「できることから始める」環境保全に取り組んでいます。

■ 心豊かな人と文化を育むまちづくり

まちをもっと知りたい、愛したい、つくりたい。……という市民の要望に答えるため、市役所の職員が出張する出前講座と、市内の



川と街をきれいにする運動

企業や市民の持つ知識や技能をお互いに学びあう「いろは楽学塾」を開催し、市民の方々とまちづくりに対する相互理解やふれあいを深めています。

また、明治10年に建設された商家を商業の街として栄えた当時の文化をうかがい知ることのできる伝統的建造物として復元するとともに、県内初の試みとして、小学校の改築と合わせ、公民館、図書館との複合化による、生涯学習活動の拠点整備を計画しています。

毎年、海外を含め全国から応募があり、児童文学の登竜門である、本市の「いろは文学賞」も、大賞受賞者が、児童文学作家として歩みだされるなど、全国的な文学賞として、発信を続けています。

■ 健康でやさしさあふれるまちづくり

住民が安心して暮らしていく上で欠くことのできない地域福祉の推進は、住民に身近な市町村が中心となるものですが、少子・高齢化の問題は、地域社会にとって、深刻な問題であることから、将来を担う子どもたちが健康に生まれ、元気にたくましく育っていくこ

とを願い、第2子目以降の誕生に祝い金を支給する「元気に育て志木っ子誕生祝金」制度により、地域社会の更なる発展をめざしています。

■ 地域性を生かした魅力あるまちづくり

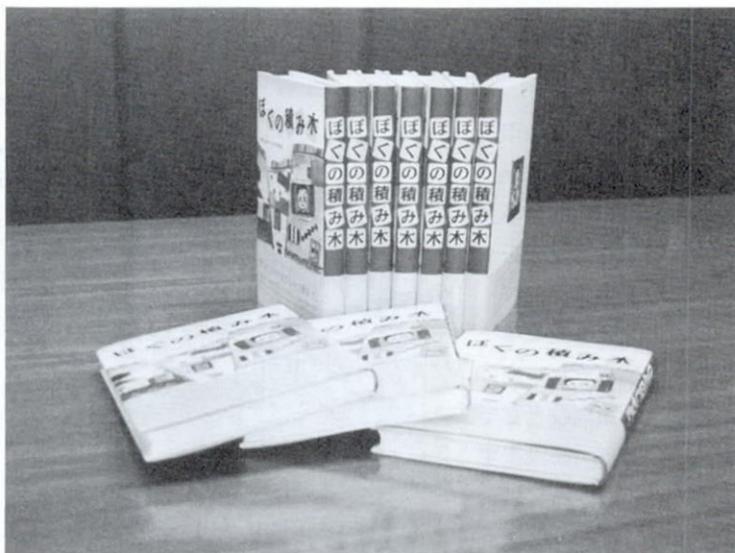
本市では、都市近郊にありながら幾らか農地が残っておりますので、水田については、その保水機能の活用を図るとともに、畑は、市民から利用希望のたかい「市民農園」として活用し、都市型農業の展開に取り組んでいます。

■ まちづくり推進のため

平成12年度は、志木にとって節目となる「市政施行30周年」を迎えます。

私は、市政を担当して以来「市民とともにつくる明日の志木市」を基本市政としてまちづくりを進め、そして市民の方々のご理解とご協力により、今日の他市に誇れる「市民参加のまちづくり」が定着してきたものと自負しております。

30歳というハッピー・バースデーを、市民の方々と、ともに祝うことにより、これまでのまちづくりを、より一層飛躍させ、間近に迫った21世紀における志木市の、更なる発展への橋渡しとなるものと期待しております。



いろは文学賞



志木市民花火大会

連合会の動き

平成11年度（第20回）通常総会を開催 11項目の事業計画を可決

当建産連は、6月15日（火）午後2時30分から埼玉建産連会館センター第1会議室で平成11年度・第20回通常総会を開催した。

大澤彰専務理事の司会で開会、挨拶に立った島村治作会長は「今年は設立20周年の記念すべき年であり、総会後に記念式典が挙行されます。第20回総会で提案の議事案件が円滑に審議されますように」と要請した。

続いて、議長に関根宏副会長を選任、議長は、議事録署名人に小澤浩二理事と目黒有理理事を指名した。

まず、第1号議案平成10年度事業報告の承認の件、第2号議案平成10年度一般会計収支決算及び第3号議案平成10年度特別会計収支決算各承認の件の関連3件を一括上程し事務局の説明を求めた。

山村秀樹常務理事から各号議案について順次説明を受けたのち、決算に対する監事代表小林文武氏の監査報告を受けた。一括質疑の有無を問うた後採決の結果いずれも原案通り承認することに決した。

次いで、第4号議案平成11年度事業計画、第5号議案平成11年度一般会計収支予算、第6号議案平成11年度特別会計収支予算の関連3案件を一括上程し事務局から説明を受けた。一括質疑をもとめたが特に質疑なく、一括採決の結果いずれも原案通り承認することに決した。（11年度事業計画は後段に掲載）

次に第7号議案役員の補欠選任については、次のように選任された。



— 順不同 —

役職名	所属団体名	新選任者氏名
副会長	埼玉県空調衛生設備協会	有山賢市
理事	埼玉県コクリート圧送事業協同組合	庭野敏夫
	埼玉県生コンクリート工業組合	鈴木昭英
	埼玉県設備設計事務所協会	服部幸二
専務理事	埼玉県建設産業団体連合会	持田勝美

（参考）

役職名	所属団体名	新選任者氏名
評議員	埼玉県地質調査業協会	井上信之
	埼玉県生コンクリート工業組合	中村吉伸
	埼玉県設備設計事務所協会	富田健二
	㈱日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県支部	高橋康彦

ただし、新選任者の任期は、前任者の残任期間とする。

以上をもって全議案の審議を終わり、司会の大澤専務が辞任の挨拶を述べ、建産連ニュースの編集業務引退の渡辺英夫氏も挨拶、総会の幕を閉じた。

平成11年度事業計画

わが国の経済は、景気後退が続き、株価の低迷、民間設備投資の停滞、厳しい雇用情勢などを背景に依然として先行き不透明である。

一方、建設産業をとりまく環境は、国際化の進展、入札制度の改革など様相が一変し、新しい競争の時代を迎え、従来にもまいて企業体力、技術力、経営力が求められてきている。

こうした状況下にあって、平成7年度から5か年計画の最終年度に当たる「構造改善戦略プログラム」等に基づき諸事業の推進に取り組むとともに、「全国建産連将来ビジョン」等により、建設産業構造改善の鍵でもある「適正な元・下関係の確立」に向けて、最大の努力を傾注していく必要がある。

当連合会は、その果たすべき役割を認識しながら、会員団体相互の連携、協調体制の強化に努めるなど、関係行政諸機関等の指導、協力のもと、次に掲げる事業を実施するものとする。

1 調査研究事業

建設産業の構造改善推進を図るための、各種調査研究等の実施。

2 研修・視察事業

会員団体構成員の知識向上を図るため、一般教養、政治、経済等の各分野における著名な講師を招き講演会、研修会を行うとともに文化施設、先端企業等の視察、見学会を行う。会員団体の事務局職員を対象としたパソコン研修会を実施する。

3 構造改善事業等

国において示された「建設生産システム合理化指針」や「構造改善戦略プログラム」等の趣旨に則り、次の諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設産業システム合理化推進協議会に基づく事業の推進や「元・下関係の契約の適正化」等の推進を図る。
- (2) 国並びに県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに構造改善戦略プログラム等に基づく事業の推進を図る。
- (3) 会員団体構成員の資質、技術の向上に資するため関係団体等との共催により経営、技術研修会、講習会等を開催する。とくに、企業倫理の確保を図るため、独占禁止法の遵守を中心とする講習会を重点的に開催する。
- (4) 元・下関係の検討会や情報交換会等の開催の実施。
- (5) 国、県等が示した公共工事コスト縮減対策に応じ、コスト縮減を実施する方策を検討する。

4 情報活動

(1) 情報の収集・提供

国、地方公共団体の行政施策、通達、建設産業界の動きその他労務等に関する情報を適宜収集し、団体会員に提供する。

インターネットを導入して情報収集機能の強化を図る。

(2) 機関誌の発行

機関誌「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を団体会員に提供する。

5 陳情等の活動

社会資本整備の促進、県内建設業の発展や建設産業界が抱えている諸問題の解決等を図るため、必要に応じ随時、国及び地方公共団体その他関係機関に対して積極的に陳情等の活動を実施する。

6 連絡調整事業等

- (1) 会員団体の有機的な連携を保持するとともに、会員団体主催等の諸行事への積極的参加はもとより、必要に応じて会員団体相互間に関連する事業にかかわる連絡会議等を開催する。
- (2) 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、連絡調整会議等を積極的に開催する。
- (3) 団体会員相互及び関係機関関係者との親交を深めるため、新年賀詞交換会を開催する。
- (4) 国及び県等主催の各種協議会並びに集い等に積極的に参画するなど行事遂行に協力する。

7 啓発宣伝事業等

- (1) 建設産業の重要性を一般に広くアピールするため、県内の公立小・中学校の児童・生徒を対象として、引き続き「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 建設産業のPRを図るため、(1)のポスター・絵画コンクール入賞の優秀作品等を原画に用いた平成12年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関に配布する。
- (3) 建設産業のPRを図るため、必要に応じ各種の広報を行う。

8 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の適切な維持管理とともに、会議室等の効率的な利用に努める。
- (2) 会館等利用の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練等防災思想の啓蒙を図る。

9 全国建産連等との連携

(注)全国建設産業団体連合会並びに(財)建設業振興基金等との連携強化による積極的な事業の推進を図る。

10 設立20周年記念事業の実施

平成11年は当連合設立から20周年に当たるので、通常総会と併せて、20周年記念式典を開催して功労者の顕彰等を行うとともに、「記念のしおり」を発刊して配布する。

11 国際技能工芸大学（仮称）の設立協力

行田市に設立される同大学の設立に協力する。

来賓多数を迎え 設立20周年記念式典を挙



当建産連は、6月15日（火）午後3時30分から埼玉建産連会館センター3F大ホールで設立20周年記念式典を挙

持田勝美新専務理事の司会で開会、島村会長は挨拶に立ち、当建産連のこの20年間の活動を顧みるとともに、この20周年を契機に、その果たすべき役割を再認識し、さらなる発展に向け新しい一歩を踏出したい、関係各位の一層のご指導をお願いしたいと次のように述べた。

「当連合会は昭和54年に発足、早くも20周年の節目の年を迎えましたが、顧みますと、埼玉建産連会館の建設、埼玉建設労働者研修福祉センターの受託管理により、県下の建設産業界に活動の拠点を提供、ここを足掛りに県内建設産業の振興と建設労働者の資質向上、福祉増進に資すべき活動が定着しつつあり、この大きな成果は関係各位の御指導の賜物と

深く感謝申し上げます。

現在、建設産業を取巻く環境は依然厳しく国や県の懸命な経済対策により、先方にかすかに明かりが点った状況かと思われませんが、本県におきましては、土屋知事様のご方針により、県内建設産業に対する発注率を大幅に引上げていただきましたことは、心より感謝申し上げておるところであります。

当連合会は、この20周年を契機として、改めてその果たすべき役割を再認識し、各業種の協調体制をますます強固なものにし、さらなる発展へ力強い一歩を進めたいと願するものであります。」

続いて、松本孔志副会長が設立20周年の経過報告を行った。

次に土屋義彦埼玉県知事代理小池久土木部長から、建設産業の発展に貢献したとして当建産連に対し、また、多年にわたり建産連の

役員として貢献した島村会長、斎藤裕名誉会長、関根宏、町田迪、松本孔志、瀧澤源二郎、田中瑞穂各副会長に対し感謝状が授与され、続いて木下博夫建設省建設経済局長代理建設業課南公夫建設専門官から当建産連に対し感謝状が授与された。

次に、島村会長から、当建産連設立以来貢献された方々に対し感謝状が贈呈された。(感謝状贈呈者名簿は後段に掲載)これに対し受賞者を代表して松本喜八郎理事が謝辞を述べた。

来賓祝辞に移り、建設省南公夫建設専門官が「貴連合会は設立以来、県内の建設産業の発展に大きく貢献されてきました。地域の建設産業の先達として、引き続き尽力してほしい」と木下建設経済局長の祝辞を代読した。続いて、全国建産連望月茂会長は「貴連合会は他府県建産連設立の範となられました。埼玉県における建設産業界の要として業界の構造改善等に一層のご尽力をされますよう」と祝辞を述べた。



祝辞を述べる

望月全国建産連会長

建設省

南建設専門官

この後來賓紹介があり、式典をとどこおりなく終了した。

懇親会

引続き懇親会が建産連センター大ホールで開催された。

持田専務理事の司会で開会、島村会長は

県建設産業団体連合会



祝辞を述べる土屋知事

「さきほど、20周年記念式典では県知事様及び建設省建設経済局長様から建産連及び私も正副会長などにまで感謝状をいただき身に余る光栄であります。ところで、土屋県知事様には、勲一等旭日桐花大綬章という最高位の栄誉をお受けになりまことにおめでとうございます。今後とも県民のためにご活躍くださいますように。本席はお祝いでございますので、おくつろぎいただきご歓談いただければ幸いです」と挨拶した。

来賓祝辞に移り、土屋知事未到着のため、まず谷古宇助司県議会議長、続いて県市長会副会長の田中啓一蕨市長からそれぞれ祝辞をいただいた。

土屋知事を迎えて、島村会長から、20周年記念としてさいたま緑のトラスト基金への寄附目録を土屋知事に贈呈、これに対して、土屋知事から島村会長に感謝状が授与された。

ここで土屋知事から次のような祝辞をいただいた。

「埼玉県建産連は全国建産連の中でも内容、組織力とも特に立派な会との評価が高く、これは初代会長の斎藤さん、現会長の島村さんのご努力の賜物と深く敬意を表します。私は先頭に立って地元企業優先を推進してきましたが、今後も県民一人ひとりを監視役に、権力者になることなく、県政発展のために尽力する考えでありますので、ご意見等がありましたら、率直に申付け下さい。このたび、勲

章拝受の榮に浴しましたが、みなさまのお力添えのお蔭と感謝申し上げます。残り少ない人生を彩の国さいたまの発展に全力を傾注する所存であります」

終わって、小池久県土木部長の発声で乾杯、歓談が続いた。

感謝状贈呈者

1 建産連設立以降引き続き役員として貢献 (名誉会長及び正副会長以外)

- 埼玉県道路舗装協会
＜会長＞ 松本 喜八郎
- 埼玉県コンクリート製品協同組合
＜理事長＞ 日下 銹 二
- 埼玉県砂利協同組合連合会
＜会長＞ 小林 勘 市
- 埼玉県下水道施設維持管理協会
＜副会長＞ 矢沢 研 二
- (財)埼玉県建築住宅安全協会
＜理事長＞ 安藤 晃

2 建産連設立10年以上役員として貢献 (名誉会長及び正副会長以外)

ア 現職者

- (社)埼玉建築士会
＜会長＞ 坂本 勤
- 埼玉建築設計監理協会
＜会長＞ 高岡 敏 夫
- 埼玉県測量設計業協会
＜会長＞ 岡田 道 夫
- 建設業労働災害防止協会埼玉県支部
＜支部長＞ 首藤 淳
- 埼玉県コンクリート圧送事業協同組合
＜専務理事＞ 西村 昭彦
- 埼玉県内装仕上げ工事業協同組合
＜副会長＞ 黒川 勇
- 埼玉県建設業健康保険組合
＜理事長＞ 神戸 清 二

- (社)情報通信設備協会埼玉県支部
＜支部長＞ 横田 充 穂
- イ 退任者

- (社)埼玉県建設業協会
＜副会長＞ 岩堀 徳太郎
- (社)埼玉県電業協会
＜会長＞ 積田 鉄 治
- (社)埼玉県電業協会
＜副会長＞ 佐野 文 策
- 埼玉県電気工事工業組合
＜理事長＞ 末山 清
- (社)埼玉県空調衛生設備協会
＜会長＞ 今泉 康 次
- (社)埼玉建築士会
＜常務理事＞ 柴山 諄 一
- (社)埼玉建築士会
＜理事＞ 小林 敏 浩
- (株)埼玉県測量設計業協会
＜会長＞ 小山 正 夫
- (社)埼玉県宅地建物取引業協会
＜会長＞ 今西 定 雄
- 埼玉県下水道施設維持管理協会
＜会長＞ 沢田 広

ウ 物故者

- (社)埼玉建築士会
＜会長＞ 小川 清
- 埼玉県砂利協同組合連合会
＜専務理事＞ 天笠 包 重
- 埼玉県建設業健康保険組合
＜理事長＞ 清水 茂 三

3 建産連の育成に貢献

(建産連ニュースの編集に永年従事)

- 建産連機関誌編集者 渡辺 英 夫



県知事代理 小池土木部長から感謝状



土屋知事にさいたま緑のトラスト基金寄附目録贈呈



乾 杯

《視察研修会》 — 国際環境科学センターと彩光苑

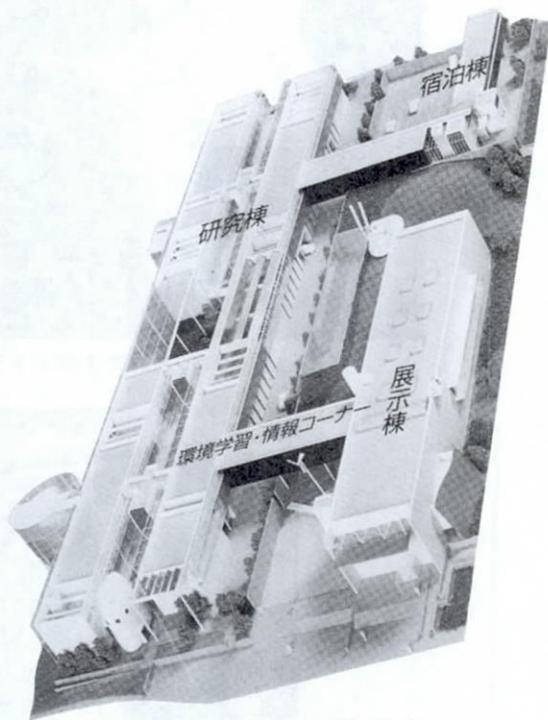
当建産連は4月16日、会員団体の会員対象の公共施設視察研修を実施した。今回は県が騎西町に建設中の「環境科学国際センター（仮称）」と春日部市にある老人福祉の県立複合施設「彩光苑」の2施設で、参加者は15団体33名。

一行は午前9時30分建産連会館前集合、貸切バスに便乗して出発、車中で安藤晃研修指導委員の「今日の研修を役立ててほしい」との挨拶を受け、まず騎西町に向かった。午前11時、環境科学国際センター建設現場に到着。一行は各人ヘルメットを受け、現場事務所の会議室に入り、ここで県営繕課田島孝良副参事の挨拶に続いて、同センター設計・監理者(株)横河設計工房の取締役大藪元宏設計長から20分ほど工事概要の説明を受けた。

説明によると、環境科学国際センターは、県公害センターを移転し、環境科学に関する調査・研究のための施設をはじめ、環境学習



センター研究棟を視察する一行



センター配置図

〔県環境科学国際センター（仮称）工事概要〕

構造・種別	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
階数	地上2階
高さ	研究棟9.88m 展示棟13.05m
敷地面積	35,504.99㎡
建築面積	研究棟4,086.68㎡ 展示棟2,802.56㎡
延床面積	研究棟5,353.71㎡ 展示棟3,217.54㎡
仕上工事	屋根：外断熱アスファルト防水シート防水、ステンレス 外壁：RC打放し（A種）の上、耐候性、耐久性シリカ無機質系高分子塗料、中空押出セメント成型板ア60の上 耐候性、耐久性シリカ無機質系高分子塗料
別途工事	電気、衛生、空調、昇降機、防災、ソーラーシステム、他機器設備

のための展示施設及び海外からの研究者等を受け入れる宿泊施設として平成9年12月に着工、今年7月に建築本体が竣工、引き続き外構工事等を行い、12年4月オープンを目指し

ている。国際の名がついている理由について特に説明があり、国際的な①情報収集・発信、②人材育成、③技術協力等の機能を持つからだという。また、子供から大人まで楽しみながら学べる体感型の展示棟、身近な自然の仕組みを体感する生態園など環境の総合的な複合施設としては全国初、「環境先進県」のシンボルとなる画期的なものという。

会議室での説明のあと、工事現場担当者の案内で、展示棟、研究棟、宿泊棟の工事現場、さらに、植栽が進む広い生態園を約40分にわたり一巡したが、まさに“緑の中の研究施設”の印象を強く感じさせた。施設には、風力発電、太陽光発電など自然エネルギーが活用されるなどの説明に一行は熱心に耳を傾けていた。

センターの視察を終わり、次の視察地彩光苑のある春日部市内牧に向かう。彩光苑のすぐ近くの国民年金施設春日部エミナースで昼食のち、午後1時40分彩光苑に到着。早速3階の大会議室で工藤元昭所長の施設の概要説明を約20分聞く。

彩光苑は平成6年10月着工、8年6月にオープンした。敷地面積9,987㎡、延床面積9,345㎡、鉄筋コンクリート地上2階、地下1階で、民間の老人福祉施設のモデル的な県の施設とあって、バリアフリーの質の高い設備が完備しているという。工藤所長は「見学者は福祉関係の人が多く、建設関連の人は珍しい。大変有難い」といい、来年からスタートする介護保険制度について解説するとともに、高齢化社会の将来についても言及、一行は有意義な話に熱心に聞き入り、入所の手続きなど質問も出た。

彩光苑は複合施設で、1階が特別養護老人ホームで、在宅復帰をめざす立派なリハビリルームを備えている。現在48人が入所中。2階はケアハウス、3階が介護実習、普及センターとして研修室、介護実習室等のほか、介



彩光苑を視察



リハビリルームで説明を聞く

護用品の展示コーナーもある。特に隣接する県営住宅には1階に入居している高齢者・身障者向けに電話回線につながり、住宅に常駐している生活支援相談員が不在のときの救援には、センターから駆けつけるシステムもできているという。

一行は工藤所長の案内で各階の設備を約40分にわたり熱心に見学、設備のすばらしさに感心していた。

午後2時40分、彩光苑の視察を終わり、帰路についた。浦和駅で数名が下車、午後4時予定通り建産連会館前に帰着、解散したが、極めて有意義な一日であった。

理事会・委員会報告

広報委員会



4月26日正午から建産連会館1階特別会議室で島村会長同席のもとに、広報委員会を開催し、建産連ニュース第80号の発行について、同第81号の編集案について及び「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集についてなどを議題に協議した。

山村常務理事の司会で開会、松本委員長欠席のため、横田副委員長の挨拶を受けて議事に入った。

まず、建産連ニュース第80号の発行について山村常務理事から各記事の要点を説明し意見等を求めた。その結果特に指摘はなく、渡辺英夫編集者に対する長年の労をねぎらう発言があった。

次に、同第81号（7月15日付）編集案について山村常務理事から各項目ごとに趣旨説明を行ったのち、意見、提言を求めた。渡辺英夫編集者から建産連活動の変遷について感想を寄せてもらってはどうかとの提案があったが、設立20周年記念に発行される「建産連設立20周年記念のしおり」の方に譲ることで了承された。

続いて、第21回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集要領案を提示し、説明ののち質疑等を求めた。これに対し、応募作品は申出があれば返すことにしてはどうかとの意見が出され、募集要領にその旨を記すことで了承された。

最後に、次回本委員会の開催日を7月23日

（金）とすることを決めた。

なお、「建産連設立20周年記念のしおり」の素案を回覧に供しながら渡辺編集者が編集業務引退の挨拶を行い、続いて後任の上野信夫編集者が新任の挨拶をし散会した。

理事会

5月19日正午から建産連会館センター2階第1会議室で平成11年度第1回理事会を開催した。

島村会長の挨拶のあと、会議に入る前に、新入会の埼玉建設コンサルタント技術研修協会の野口副会長が評議員として紹介されて挨拶、また、春の叙勲で黄綬褒章受賞の県測量設計業協会岡田会長に島村会長よりお祝金が贈られた。

島村会長を議長に議事に入り、はじめに議題(1)通常総会及び20周年記念式典日程等を提案、山村常務理事が詳細に説明した。これらについて議長から承認を求め、異議なく承認された。

次に議題(2)通常総会提出議案について提案され、平成10年度事業報告、一般・特別会計収支決算の承認案件、ついで平成11年度事業計画及び一般・特別会計収支予算案件が順次説明され、これらも承認された。

議題(3)その他として、建産連一斉夏期休館について、事務局から、8月13日（金）から16日（月）の4日間とすることで了承を求め了承された。

最後に報告事項として、国際技能工芸大学に対する協力について議長から、「協力金の分担について、工事受注団体にも応分の協力を願う話があり、当初予定の金額も変わってくる可能性が出てきた。具体化すれば提示したい」と報告された。

以上をもって閉会し、引続き県から来席の松下義次新都心建設局長及び榎副局長からさいたま新都心地区の11年度事業について説明を受けた。

埋蔵文化財 関連史跡探訪(11)

— 見沼通船堀 —

見沼通船堀は江戸中期徳川吉宗の命により享保16年（1731）に作られた閘門式運河である。昭和57年、江戸時代の土木技術や流通経済を知る上の貴重な史跡として当時の通船差配（舟割役宅）であった鈴木家の住宅と共に国指定の史跡となった。

○見沼代用水の開削と通船堀

通船堀のある見沼は古くは御沼とも書き、ここに鎮座する武蔵の国一宮氷川女体神社と深く関係するもので、かつてはこの沼そのものが信仰の対象であったと考えられている。そして氷川女体神社の最も重要な神事である御舟祭りは長年にわたり見沼で執行され、その遺品として氷川女体神社には牡丹文瓶子（県指定有形文化財）や神輿（同）等が伝えられている。

江戸時代となり、徳川幕府の江戸入府、それに伴う関東各地の農地の整備の一つとして関東郡代伊奈忠治によって灌漑用水池として寛永年間この見沼は造成された。伊奈忠治は現在の浦和市と川口市の境に八丁の堤を築き見沼溜井とした。現在ここに県道が通っている。武蔵線東浦和駅前を過ぎたあたりから川口の本曾呂へ抜ける所である。以来見沼溜井は周辺の田への用水池として使われて来た。

江戸時代の中期の享保年間、八代将軍吉宗は幕府財政再建のため多くの新田開発を進め、



見沼通船堀東縁一の閘



見沼通船堀全体図

この見沼溜井を田として造成することを計画した。この事業に携わったのが吉宗が紀州から連れてきた土木技術者、幕府勘定吟味役の井沢弥惣兵衛永である。為永は見沼の水を排水し、現在の芝川を作り、見沼新田を造成した。そしてこの新田の用水、および今までの見沼溜井に代わる用水として利根川から水を引くこととし、現在の行田市から延々60キロメートルに渡って用水が掘られた。これは見沼に代わる用水として見沼代用水と呼ばれた。この工事はわずか半年の間で完成した。享保13年（1728）のことである。そして芦ノ湖の二倍あったと言われている見沼溜井はなくなり、1200ヘクタールにおよぶ新田が誕生した。

井沢弥惣兵衛永はこの見沼代用水を年貢米運搬の水運にも利用しようと考えた。見沼周

辺の村々と江戸とを水路でつなぐこと、それは江戸という巨大な消費地を近郊農村と直接結びつけるものでもあった。見沼中央部を流れる芝川は荒川に通じている。見沼代用水と芝川の間掘を掘り、代用水路と芝川をつなげば良いのである。しかし、代用水は台地の縁辺に掘られたもの、芝川は見沼の最も低い所を流れていてその水位の差は三メートルもあり、そのままではとても流れは急で、荷を積んだ船を通すことはできない。そこでこの堀の中に二つの関からなる閘門を設け、それで掘りの水位を調節することによって船を通

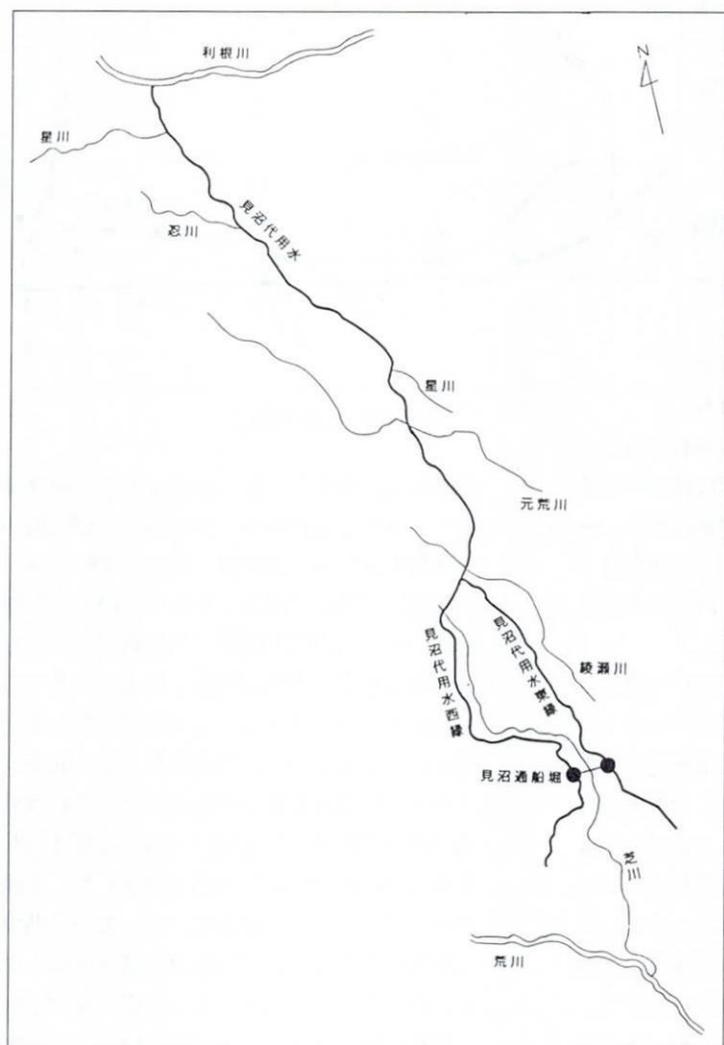
すこととした。利根川から引かれた見沼代用水は途中で東西二手に分かれ東縁代用水、西縁代用水となって台地の縁辺を流れている。したがって通船堀も東縁代用水から芝川につながるもの、西縁代用水から芝川につながるもの各々が掘られた。東縁から芝川までは390メートル、西縁から芝川までは654メートルほどであり、2か所の関を持つ閘門がそれぞれにつくられた。これが見沼通船堀である。

見沼通船堀は以来用水の水が田に使用されていない、主に秋、冬の時期を中心に使用され、江戸へ年貢米の他、

薪、木材、竹材、漬物、樽柿、味噌、酒などが運ばれ、その帰り江戸から大豆粕、菜種粕、肥料、塩、魚類、南京豆、醤油、菓子、荒物などが運ばれた。近世後期の商品流通経済の発展とともに通船堀が内陸水運に果たした役割はきわめて大きなものであった。

この通船の経営—差配—は当初は江戸において高田、鈴木家の両家があっていたが、のちに文政年間頃、鈴木家は八丁の会所にみずから出向き事務をとる様になった。現在鈴木家は母屋、米倉、納屋等の建物が残り国指定の史跡となっている。

見沼通船堀を使用している水運は、明治になっても会社組織になりまだ盛んに行われていたが、陸上交通の発達によりその需要もへり、昭和6年通船許可の期限切れとともに正式に廃止された。しかし、この通船堀の



見沼代用水と見沼通船堀概念図

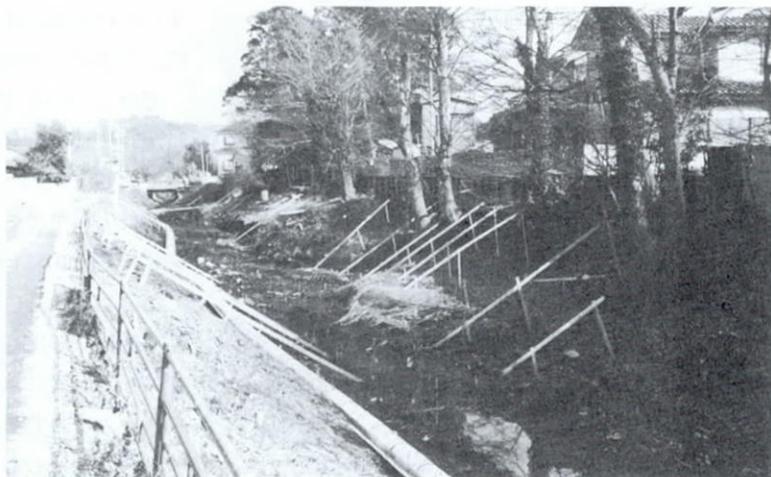
価値は忘れ去られることなく、昭和3年には工学博士中川吉造氏によって「日本最古の閘門式運河について」という論文が書かれている。

その後閘門は失われ、堤敷のくずれ等の荒廃も見られたが、所有者である見沼土地改良区ならびに見沼史跡保存会を中心とした地元の方々のご協力、また昭和30年には埼玉県史跡指定がなされたこと等により根本的な改変はされることがなく保存されてきた。

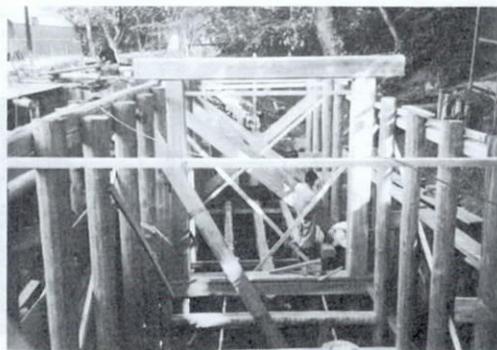
○史跡の整備事業

今回行われた史跡整備事業は平成6年から10年にかけて行われた。昭和58年に策定された保存管理計画に基づき、平成元年度に基本計画、平成2年には基本設計、平成3年には閘門部分の発掘調査、平成4年には史跡全体の詳細測量、5年には実施設計を行い、平成6年度から整備工事に入った。

基本的な整備の方針は以下のとおり計画された。①通船堀の主要部分である閘門は、発掘調査資料及び旧図面を元に旧材と同様の木製で復元する。②堀部は堤塘の崩壊が著しい状態であるので、適正な形態の保護をはかりセメント系の固化材を混ぜた土により整形する。③隣接民地から史跡内に流れ込む雑排水については土揚げ敷き及び堀部に簡易下水を配置し切り回しを行う。④通路部分については見学用の歩行道路及び管理道とし計画をする。沿道部は用地の許す限り植栽を施す。通路部分の舗装については、現状において生活道路として使用されていて車両の通行がある部分については脱色アスファルト舗装とし、車両の通行のない部分については土舗装とする。



見沼通船堀東縁の工事の状況



建造中の見沼通船堀西縁の一の閘

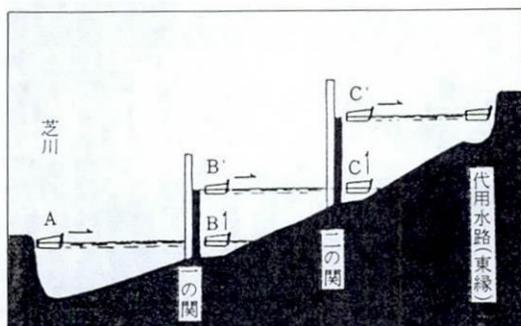
⑤広場として確保できる部分については展示、休憩、修景の機能をもたせる。⑥東縁の入り口付近にトイレを兼ねた休憩施設を建設し、ここには史跡の説明板および全体模型を設置しガイダンス施設的な性格をもたせる。⑦鈴木家住宅については、付属建物である納屋及び土蔵について復原修理を行い、見学の施設として位置付ける。⑧通船に使われた船を当時の記録や写真に基づいて復原し、展示を行う他、閘門の通過の実験等を行う等である。

整備事業は史跡管理者である浦和市が実施主体となり行われた。事業に当たっては、文化庁「史跡等活用特別事業 — ふるさと歴史の広場」、同「歴史の道整備事業」の補助金を、また埼玉県からは「彩の国づくり推進特別事業費」補助金をうけ実施された。工事の

期間は4か年、基本計画からは9年の歳月を
経ている。

○閘門と通船の状況

ここで見沼通船堀の最も重要な部分である
閘門について見てみる。閘門は2つの関で構
成されるもので、都合4つ関が作られた。東
西の通船堀のこの4つの関の規模はほぼ同様
で、板張りの全長は五間半から六間半(約9
メートルから11.7メートル)底張りの幅は狭
い所で九尺(約273センチメートル)側面
の高さはだいたい十二尺で(約364センチ
メートル)である。ほぼ中央に鳥居柱と呼ば



通船の模式図



通船実験の状況(東縁一の関を復元船が通過)

れ、けやきの角材で作られた門があり、この門
に角落板あるいは関板と呼ばれる幅六寸(約
18センチメートル)長さ十一尺(約333セ
ンチメートル)厚さ二寸(約6センチメー

ル)の板を積み上げたりはずしたりすること
により水位を調節し通船を行う。

ではこの関をどのように舟は通るであろう。
船が芝川から代用水路まで上るときの順を追
ってみる。芝川から直角に曲がる様に船は通
船堀に入ってくる。まず二の関は、水の勢い
を弱めるために何枚かの関板がはめられてい
たと考えられる。そして大勢の引き手に引か
れて船は一の関を通り一の関と二の関の間、
すなわち閘室に入る。次に一の関の関板が順
次積み上げられる。関板は水圧によって鳥居
柱に押しつけられ、水かさが増すとともに一
枚一枚積み上げられてゆき、閘室内の水位が
二の関を通過できる所まで上がると船は引か
れてゆき、二の関を越える。そして二の関の
関板が重ねられ、代用水の水位まで上がると
舟は代用水路へと進む。以上の作業は熟練と、
多くの人手を用いるものであった。東縁での
地元の人の記憶によれば、通船堀を一隻の舟
が通過しきるまでは、実質2、3時間かかり、
準備をあわせると半日かかったと言うこと
である。

浦和市教育委員会では当時の状態のまま木
製で復元したこの閘門が実際に機能するの
かについての実験を、東縁の閘門が完成した平
成7年から、代用水から水を通して行ってき
た。そして平成10年9月には復元した船を使
っての通船実験も行っている。

こうして通船堀はかつての姿を取り戻した。
幸い多くの方が県内外から見学にいらして
いるようであるが、さらに県民の方々の歴史学
習の場、いこいの場としてこの史跡が活用さ
れることを願ってやまない。見沼近辺の散策
等のおりには是非立ち寄って頂きたい。

(浦和市教育委員会文化財保護課

主幹兼課長補佐 高山清司)

告知板

県が新行政改革大綱策定

県は平成8年度からの「彩の国行政大綱」の終了に伴い、平成11年度から3カ年を期間とする新たな行政改革大綱を策定した。県政を取り巻く環境は地方分権の進展、少子・高齢社会の到来など急激な変化に直面、また、長引く景気低迷により県財政も厳しさを増しており、こうした行財政の厳しい状況にあっても県民生活重視の視点をさらに徹底させ、県行政の仕組みを抜本的に見直す構造的改革への挑戦が不可欠であるとして新行政大綱が策定された。

主な要点は次の通り。

◆事業の見直し

埼玉県新5ヵ年計画に掲げられた各施策ごとに、客観的な指標を用いて評価し、施策に反映させる「施策評価」に取り組む。

◆県民サービス向上のための具体策

庁舎、会議室など県有施設の徹底活用、窓口業務の休日開設等

◆コスト意識の徹底と効率的な体制づくり

◆分権型社会へ対応した市町村重視の県政運営

「埼玉県分権推進計画」を策定し、計画の着実な実施により地方分権の一層の推進を図る。

◆今後新たに検討を進める課題

戦後最悪ともいわれる財政状況のもとで県民生活重視の県政を進めるためには、いわば「構造的改革」が必要になるので、下記の課題に取り組む。

1 県民サービスの提供主体の検討

PFI（公共部門が実施していた社会資本整備を民間事業者の主導により進める手法）の活用やNPOとの協調、提携を進める。

2 公共投資のあり方の検討

県が「分権推進計画」

国と地方自治体のありかたを抜本的に見直した地方分権一括法が来年4月から施行される予定であるが、県は全国にさきがけて、3月に独自の「埼玉県分権推進計画」を策定した。

主な内容は次の通り。

①権限移譲の拡大

81事務・552項目の権限を移譲対象

②分権モデル市町村制度を創設

- a 彩の国中核都市—人口20万以上の市を対象、国の中核市に準じた権限を移譲
- b 彩の国分権モデルタウン—人口3万5千以上の町対象、市に準じた権限を移譲
- c 彩の国分権推進自治体—人口に関係なく、意欲ある市町村に保健・医療・福祉など権限を移譲
- d 彩の国分権連合—まちづくり協議会等の地域内の市町村に同一の権限を一斉に移譲

③彩の国分権推進交付金の創設

市町村へ移譲した権限の事務処理などに必要な経費を財政面から支援する。

公共事業

上半期発注目標82%

県総合経済対策本部が公表

埼玉県総合経済対策本部は5月10日第4回の会議を開催、平成11年度上半期の公共事業の前倒し発注目標及び中小企業への発注目標について次のように決め公表した。

1 発注目標

①上半期前倒し発注目標 82%

(平成10年度 82%)

年間を通じて予算発注の平準化を図りつつ、切れ目のない執行に努める。

- ②中小企業への発注目標 70%
(平成10年度 60%)

2 事業執行上の留意点

- ①「公共工事コスト削減対策に関する埼玉県行動計画」に基づき、限られた財源を有効に活用し、効率的かつ効果的な事業執行に努める。
- ②中小企業の受注機会を確保するため、可能な限り分離・分割発注に努めるとともに、経営力や施工能力強化のため県内企業を構成員とする共同企業体の活用を図る。また、元請業者が下請業者へ工事の一部を発注しようとするときには、県内中小企業を活用するよう要請する。
- ③公共事業等における県産品の利用促進に努める。
- ④用地の取得については、土地開発基金の活用などを図り、用地先行取得を推進する。

県が「県産品事例集」を作成

県は、公共事業等において、県産品の利用を促進するため、このほど「県産品事例集」を作成、工事の設計段階又は施工段階の参考にして欲しいとしている。

この冊子という県産品とは、県内に本社又



写真はレンガ（深谷市）利用の深谷市内共栄橋道路工事の事例（熊谷土木事務所発注）

は工場を有する業者の製造による建設資材を総称しており、例えば鋳物（川口市）、レンガ（深谷市）、インターロッキングブロック（熊谷市）、雑割石（両神村）など、そのほか植木、木材、瓦等多種に亘っている。事例にはそれぞれ、県産品名、その産地、それを利用した工事名、工事場所、工期、発注機関等が記載され、その工事完成カラー写真も載せている。事例は全部で97。発行事務局は土木部建設管理課（電話 048-830-5178）

県が新たな景気・雇用対策

中間前払い金を6割に引上げ

埼玉県総合経済対策本部の第5回会議が6月21日開催され、新たな景気・雇用対策を決めた。そのなかで、公共請けにかかわる前払い金制度について、現在の4割の前払い金に加え、工事半ばで請負金の2割を追加し、6割まで前払いが出来るよう決定した。7月1日以降入札通知をする工事から適用される。

また、同会議は「雇用確保・景気安定埼玉会議」の設置を決めた。

お知らせ

建産連会館の 夏期休館について

建産連事務局

当建産連は、去る5月19日の理事会において、8月13日から16日までの4日間を夏期の一斉休館とすることが決まりました。したがって、その期間は、会館センターを含む全館を閉鎖いたします。

県が平成11・12年度建設工事の 請負等に係る入札参加資格者の 格付け決定、公表

県は、県が実施する建設工事請負等の競争入札に参加する建設工事業者等の入札参加資格を審査し、平成11年度及び平成12年度の入札参加資格者並びに建設工事に係る入札参加

資格者の格付けを決定、5月28日発表した。

入札参加資格者数は8,357社（県内5,104社、県外3,253社）で、前回（平成9・10年度）に比較して1.8%増である。

格付けの公表を平成11年6月1日から次の場所で行う。

総務部県政情報センター
土木部建設管理課企画担当
県内各土木事務所

【資格審査申請業者数】

業種	平成9・10年度			平成11・12年度			比較増減		
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
建設工事	3,380	2,058	5,438	3,498	1,885	5,383	118	△173	△55
設計・調査・測量	506	1,246	1,752	561	1,201	1,762	55	△45	10
土木施設維持管理	756	85	841	945	89	1,034	189	4	193
建設資材納入	93	81	174	100	78	178	7	△3	4
合計	4,735	3,470	8,205	5,104	3,253	8,357	369	△217	152

【格付基準】

1 土木工事業

土木工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基準
㉠ 級	資格審査数値が930点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が10人以上である者
A 級	資格審査数値が760点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が3人以上である者（㉠級に該当する者を除く。）
B 級	資格審査数値が680点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が1人以上である者（㉠級及びA級に該当する者を除く。）
C 級	資格審査数値が650点以上である者（㉠級、A級及びB級に該当する者を除く。）
D 級	資格審査数値が650点未満である者

2 建築工事業

建築工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基準
㉠ 級	資格審査数値が930点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が8人以上である者
A 級	資格審査数値が800点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が5人以上である者（㉠級に該当する者を除く。）
B 級	資格審査数値が670点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が2人以上である者（㉠級及びA級に該当する者を除く。）
C 級	資格審査数値が580点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が1人以上である者（㉠級、A級及びB級に該当する者を除く。）
D 級	㉠級、A級、B級及びC級に該当しない者

3 ほ装工事業

ほ装工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
A 級	資格審査数値が850点以上である者
B 級	資格審査数値が750点以上850点未満である者
C 級	資格審査数値が750点未満である者

4 その他の業種

土木工事業、建築工事業及びほ装工事業以外の業種に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
A 級	資格審査数値が800点以上である者
B 級	資格審査数値が700点以上800点未満である者
C 級	資格審査数値が700点未満である者

●建築と設備の市場単価／工事・施工単価専門誌

建築コスト情報

●季刊 4・7・10・1月発行 ■B5判／約700ページ ■年間購読料 15,800円(〒共)
 ■定価4,600円 (年4冊)

建設省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説
 平成11年度版

土木工事積算基準マニュアル

■建設大臣官房技術調査室／監修 ■建設工事積算研究会／編
 B5版／900ページ／定価9,480円(税込)送料600円

平成11年度「建設省土木工事積算基準」の標準歩掛りに基づき、各工種毎に具体的な積算例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ土木工事積算基準の実用的な解説書

建設省土木工事標準歩掛りに準拠した標準施工単価表
 平成11年度版

土木工事積算標準単価 (CD-ROM付)

■建設工事積算研究会／編
 ■B5判／750ページ／定価6,800円(税込み)送料500円

本書は、「建設省土木工事積算基準」に準拠して、都道府県毎に工種、施工法、施工条件に標準施工(複合)単価を作成した、積算業務の迅速化と簡便化のための実務書の決定版です。

緑化樹木ガイドブック

■財団法人緑化センター 財団法人植木協会／編
 A4判／約540ページ／定価13,230円(税込)送料600円

約500の樹種を2,000点の写真で掲載。建設物価に完全対応し、樹種選定から管理まで、カーテンニングにもつかえます。

建設用鉄鋼製品データブック

■建設用鉄鋼製品データブック編集委員会／編
 B5判／約1,400ページ／定価13,650円(税込)送料700円

建設工事で使用する主要な鉄鋼資材について、用途・特徴・材質・形状及び断面性能等を各社のカタログに基づいて、系統的にかつ簡潔にとりまとめ、手軽に効率的に利用できるハンドブック。160資材、約1000品目を収録している。

●ご予約・お問い合わせは●

建設省所管

財団法人 建設物価調査会 業務一課

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル日本橋)
 TEL 03-3663-8761 FAX 03-3663-8768



植物を旅する その4

—— メタセコイア ——

(Metasequoia)

有 瀧 忠 彦

自生地目指して 長江をさかのぼる

長江（揚子江）を上海から船でさかのぼり、重慶へ行く途中に万県（マンシェン）という港町がある。船で1週間かかる。陸路もあるのだろうが、なにせ中国では、駅など人ごみで一杯なので、時間はかかるが、毎日寝ていればいつかは着ける船旅の方が楽である。

私はどちらかという、なまけものの部類に入るのだろう。

船着き場は進行方向右側で、100メートルもあろう石段を上がって上陸ということになる。この町もやがて出来上がるダムの下になってしまうというから、おそろしいことである。

メタセコイアはこの辺の山岳地帯に分布しているようである。私は気まぐれ者なので、ここへ来ようと思ったのも神戸から船で上海についてから思い付いたことである。

三木茂博士のMetasequoia に就いて（昭和25年1月）およびMetasequoia 保存刊行物第

1号によると、「生育地は四川省万県東南110キロメートル揚子江支流磨刀溪の上流と、この南に接する湖北省利川県の省境にも分布し、その生育地域は、800平方キロメートルの狭い範囲である。現在までに大木は100本発見されており、多くある所は大小合わせて100本ある。しかし純林をなす所はなく、散生しているにすぎない」とある。

私の頭には万県、磨刀溪という二つの言葉が記憶としてあっただけである。

なにせ、中国を旅行するには、ちょっと道はずれる場合は、公安当局の許可を得なければならない。さっそく公安局へ行き磨刀溪行きを許可証を申請する。と、2円で許可証を発行してくれた。そこには旅行地点として、利川磨刀溪と書かれている。

私は磨刀溪は磨刀溪のことかと思い、ホテルの人に聞いてみるが知らないという。しかたなく中国旅行社に電話して確認する。

旅行社の日本語の達者な女性によると、「そういう地名は、どこにもないわよ。メタセコイアのあるのは謀道（モウトウ）というところですよ」という。では謀道溪かときくと

溪は余計だという。

以前アメリカ人の団体が、この木を見に来たことがあり、「その時私もついて行ったので、場所は知っているからご案内しましょう」とのこと。

私は中国語がティンブートン（チンブンカンブン）なので案内をたのむことにする。

翌日車で彼女とメタセコイアを見に行くことになる。車ごと

とフェリーで対岸にわたり、約3時間あまり急でない山道を走ると、めざす謀道村が出て来た。

田んぼの中に巨大木

水田地帯で深さ2メートル、幅1.7メートルほどの水路の向こうの田んぼの中に巨大なメタセコイアが見えた。近くに一軒の農家があり、水路には細い丸太が2本渡してある。

ちょうど稲の収穫が終わり、向こうの方には秃山が連なって見え、民家の近くには竹（株立ちになるパンブー）が植えられている。このあたりでは、土葬の時に竹を植えるので、たぶん墓地かもしれない。それにしてもここは利川県（湖北省）で三木博士のいう磨刀溪とは一体どこにあるのだろうか。MOTOと当て字でもしたのかもしれない、と思った。このあたり海拔200~300メートル、メタセコ



自生のメタセコイアの巨木

イアは1945年の大戦中当時の林務官王戦氏により、四川省磨刀溪の奥地で湖北省の省境に近い万県の地域で祠の神木となっている見知らぬ大木を見た。高さ35メートル直径2.3メートルという巨木であり枝葉をとるのに困難したとある。それを南京大学の鄭万均博士に送って鑑定してもらい、学界未知の植物であることが分かった。鄭博士はさらに中国植物学会会長胡博士に標本を送って調査を依頼。胡博士は1941年の三木博士の文献を見ていたので一見してこれはメタセコイアであり中国には化石でなく生きた標本が存在することを知り、1946年の南京の地理雑誌に記事を載せて報告した。三木博士が化石にメタセコイアと命名してから5年目である。

日本への苗第1号は

<メタセコイアの化石は世界各地に出土し第3

紀末期までは日本にも生育していたと見られる。

三木博士は兵庫・和歌山・岐阜その他の県でも比較的浅い粘土層内に埋もれている植物遺体を精密に研究した結果、1941年、それをセコイア属やラクウショウ属とも違う新たな属としてメタセコイア属を発表した。

1948年ハーバード大学のメリル博士の資金援助により調査隊が湖北省利川県で自生地を発見し、その種子を1948年1月メリル博士が入手し、播種し発芽育苗した。

1949年10月金光教の福田美亮氏が日本に帰るのを機に同師に託し発芽2苗を天皇に献上した。それが日本に入ったメタセコイア第1である。以上原敬二「樹林図説」より>

中国では水松と呼び、チェネー博士はこれをDawa Redwood (アケボノセコイア) と名付けた。

それにしても中国は広い。私はその時ラオス国境に近い景京まで旅したのであるが。それにしても、あまりに中国自生の木にお目にかかる機会が少なかった。インド、中国、エジプト等古代文明の発祥地ともいえる国々は、どこも緑を食いつぶしてしまったようである。

日本の風土になじむ

メタセコイアは、日本の風土になじみ、今では公園等で目にする木である。挿し木でよく根付き、風雪にも耐え、シンメトリックな樹形と、秋の紅葉が美しい。ただどういいうわけかこの木は北側により多くの枝葉を伸ばす。普通は南側に多くの枝葉を伸ばすのだが。わがアーボレータムにも日本で1、2を競う巨木がある。これは日本に導入されてまもなくのころ植えたものである。

東京の浅川の川岸にはメタセコイアの化石が出る。ここは、もと、海岸の近くであったようである。なぜ日本で滅びてしまったのか不思議な気がする。

メタセコイアに近い種として水松や落羽松が挙げられる。落羽松は、アメリカシロヒトリに葉を食害され、困ったことがある。(メタセコイアの葉は食べない。) アメリカシロヒトリも最近では少なくなった。

落羽松も水松も水につかっても何でも無い。気根を出してしっかりと土中深く根をおろす。

メタセコイアも水杉といわれるだけあって、水湿地が好きである。しかし、池の中でも生育するかは知らない。

自生地までに見た木

話はやや横道へそれるが、万縣市からメタセコイアの自生地までに見た木を列記すると



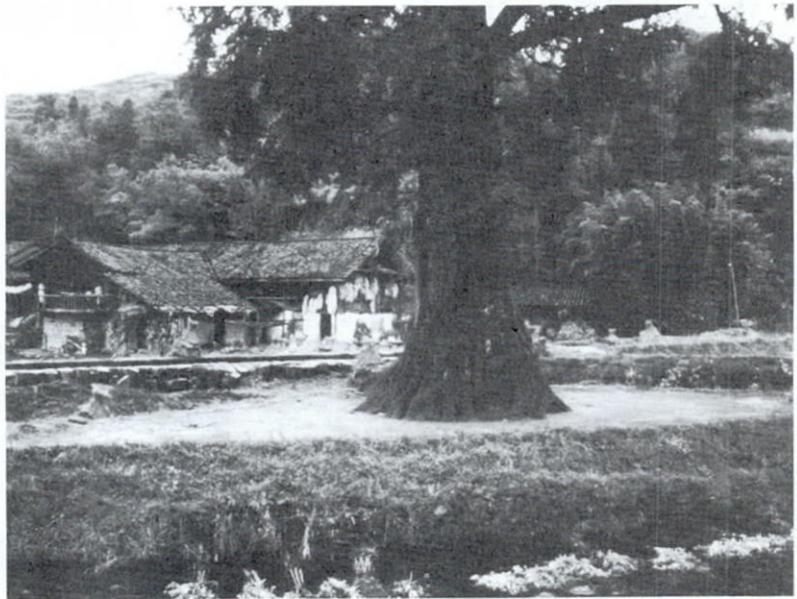
メタセコイアの雄花

トベラモドキ
 シナサワグルミ
 ユーカリ
 カジノキ
 キササゲ
 プラタナス
 カシヤ
 ポプラ
 イトスギ
 カンレンボク
 コウヨウザン
 アオギリ
 スギ
 アブラギリ
 ピラカンサ
 などである。



景京近くの寺院

なお、セコイアと名づく植物は、その他にセコイアオスギとセコイアメスギがあり共にアメリカに分布する。どちらも常緑で、セコイアメスギはその種名 *Sempervirens* からセンペルセコイアとも呼ばれ英名の *Redwood* とも言う。樹皮が厚く赤いのでこの名がある。分布はアメリカ西海岸山脈で、北はオレゴン州南西部から南はカリ



メタセコイア自生の農村

フォルニア州モンレー郡まで分布している。それに対しセコイアオスギは *Big tree* とも呼ばれ巨木になる。ヨセミテ公園の中に多くあり巨木の下をくりぬいて車が通った写真は有名である。

海拔1,400から2,400メートルあたりに分布しているせいか日本の気候になじまず、小生も何度か試みたが2mくらいまで育てたが枯らしてしまった。センペルセコイアは当地でも生育がよくすすく育っている。

建産連だより

— 会員団体の動静 —

建設産業構造改善功労で 建設大臣表彰

(株)埼玉県電業協会

平成11年度の建設産業構造改善推進週間(全国週間)の行事として、去る5月27日、東京虎ノ門ニッショーホールで開催された記念フォーラムにおいて、(株)埼玉県電業協会が建設産業構造改善団体功労者として全国で唯一の建設大臣表彰を受けました。

当協会は、協会の事業活動においてインターネット経営者啓発講習会の開催等による情報化推進をはじめ、安全現場研修会の開催による安全意識の高揚と安全管理の徹底、新入社員研修会の開催等による人材確保・育成活動などを意欲的に取り組み、その成果が評価されたものです。

なお、この表彰を契機として、本年度、ISO認証取得のための啓発活動をはじめ、時代に即応した経営の改善と技術の向上をはかるための事業を計画している。



コンピュータ財務診断について

東日本建設業保証(株)埼玉支店

コンピュータ財務診断は、建設省が進めている「構造改善プログラム」の一環として平成11年度も引き続き(株)建設業振興基金で実施しています。この財務診断は、企業経営者ならびに経営に関与されている方々に自社の経営状況を的確にとらえていただき・自社の経営改善ならびに経営目標の策定などに役立てていただくことを目的としております。この財務診断の特徴は収益性、流動性、安定性、健全性の各財務比率におきまして同業種、同規模程度の優良企業との比較・分析等ができ、評価及びコメントを示すことにより、経営改善のヒントを提供します。また現行の経営審査基準に対応した8通りの組み合わせによる総合評価を算出することもできます。

ぜひこの機会に、今後の企業経営に役立てるため、コンピュータ財務診断をご利用ください。

平成11年度「コンピュータ財務診断」

事業の概要

- (1) 対象業種 土木建築・土木・建築・電気・管・塗装
- (2) 対象企業 建設業の許可を受けている中小企業(資本金1億円以下又は、従業員300人以下の会社・個人事業者)
- (3) 受付期間 通年受付(随時)
- (4) 受診料 10,000円

- (5) 必要書類 財務診断申込書・直前3期分の決算書(平成10年度に受診している場合は、直前1期分の決算書)

受領印のある郵便為替払込受付証明書
(郵便局用、払込手数料受診者負担)

<問合せ先>

東日本建設業保証(株)埼玉支店
TEL 048-861-8885

時短自主点検事業成果あがる

埼玉県電気工事工業組合

埼電工組は「事業主団体等労働時間短縮自主点検事業」を完了したので、4月16日に下期の助成金を574万円申請をした。前期分は483万円だったので、総額1,057万円の事業を実施したことになる。この助成金は週40時間労働制の定着を図るため、労働省の外郭団体である労働時間短縮支援センター(財)全国労働基準関係団体連合会埼玉支部から1千万円を上限として助成を受けて、単年度に各種事業を実施するものである。

このため、平成10年度に方針策定等の事業として代表者会議を2回、委員会を3回開催、実態調査事業としてこの事業の実施の前後にアンケート調査、週40時間労働制の理解と導入のため、地区別説明会、業務効率化促進セミナーを支部毎18回開催した。また、各支部長が指導員となって支部の組合員への普及を図った。その結果として、労働時間が週40時間以下の事業所は、347社から497社と43%増となり、この事業の成果は大いにあがった。

35周年記念式典開催

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

平成11年5月6日(株)日本塗装工業会埼玉県支部創立35周年記念式典が大宮清水園に多数のご来賓並びに、会員の出席のもと盛大に開催され、歴史の大きな節目を皆様と共に祝う

事が出来ました事に対し主催者の一人として、心からお喜びとお礼を申し上げます。

さて、「自然塗料」による環境問題対応のひとつの方向性として静かな広がりを見せているシックハウス症候群や、環境ホルモンなど、普段の生活の身近なところで様々な化学物質による人体、環境への悪影響がジワジワ進行している。ホームアルデヒドなどの物質による室内汚染は、消費者の壁紙や塗料に対する注目度を高めた。

市民レベルでも、全国各地で脱石油化学製品へ向けた勉強会やフォーラムが開かれるなど、目下最大の関心事となっている。

そのような中、塗料に関しても、合成樹脂や有機溶剤、有機顔料など石油化学原料を用いず、天然の植物油や、植物樹脂、鉱物顔料などをベースとした「自然の塗料」への関心が高まっている。

国内でも2~3年、ドイツから輸入品を始め、国内メーカーも開発に着手するなど多くの「自然塗料」が市場に出始めている。そのほとんどが木部を対象としており、従来のオイルステインや、ワックスに替わるものとして製品化されている。

これからは「自然塗料」のシンプルで優しい仕上がり感が21世紀を彩るであろう。

(菅谷和雄)

平成11年度通常総会開催

(社)埼玉県測量設計業協会

当協会は、去る5月24日浦和市建産連会館において、第29回通常総会を開催し、10年度の事業と決算報告、11年度の事業計画と予算審議及び新たに会員以外から監事の選任を行いました。

なお、選任された監事は次のとおりであります。

長島良亮(公認会計士・税理士)

S K Y ' 99 埼玉

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

労働災害防止の自主的活動を展開している当協会では、昨年度の「私の安全宣言50,000人運動」に代えて、本年度は「作業所ごとに危険を予測 全員参加で無災害」のスローガンを掲げ、「作業の危険予測運動」(S K Y ' 99 埼玉)を、埼玉労働基準局の指導のもとに展開することとなった。

これは、①工事施工前に作業中の危険を事前に予測し②取るべき具体的対策を検討しその実践を図り③工事完了後は、実施結果を評価・検討し、次期工事の施工に生かすことを目指すものである。

実施期間は平成11年6月1日～平成12年3月31日とし、平成11年9月を「強調月間」とし、県下一斉パトロールを初めとし、運動の周知徹底をはかるための各種行事を計画している。

運動への参加事業場は、「賛同書」を建災防の各所属分会に提出する事により参加表明をし、その後懸垂幕やステッカーを掲示する。

作業所では、工事着工前に作業に伴う危険を検討し予測する。危険が予測された作業と具体的な安全対策を所定の様式にて掲示する危険が予測された作業の開始時に、安全対策を再確認し実践する。作業終了後には、評価と検討をし所定の報告様式にて報告する。

以上が「S K Y ' 99 埼玉」の流れであるが、あくまでも事業場の自主的活動であるので、各事業場は率先して運動に参加して頂きたい。そして、建設業関係各団体は当運動の成功に御援助と御協力をお願いします。

平成11年度の主な事業 予定について

(財)埼玉県建築住宅安全協会

去る5月26日に本年度第一回評議員会並びに第一回理事会を開催し、平成11年度事業計画案及び予算案を御承認を頂きました。これをもとに本年度事業を進めていきますが、事業の主なものについてご紹介します。

①『定期報告制度の概要説明会』の開催

定期報告の対象となる建築物等の所有(管理)者を主な対象として、10月に県内8会場で開催します。現在、日程と会場を調整中です。

②『定期報告実務要領講習会』の開催

定期調(検)査資格者を主な対象として次のとおり開催します(会場は、いずれも埼玉教育会館201・202会議室です)。申込受付は9月上旬から始める予定です。

イ) 建築物定期報告実務要領講習会

11月5日(金)13時～17時

ロ) 建築設備定期報告実務要領講習会

11月10日(水)9時～17時

③定期報告啓発ビデオ『定期報告制度 — 建物の健康診断 —』の貸出

定期報告制度の概要を紹介したビデオができました。前記説明会でも使用しますが、希望される方には無料貸出します。

④『業務届』の受付

定期調(検)査の資格(=建築士若しくは建設大臣認定資格)を有している方で、希望される方には『業務届』を随時受付けています。届をされた方は『届出者名簿』に掲載すると共に、定期報告に関連する各種情報等を提供します。

以上、いずれも詳しいことについては、安全協会事務局(☎048-865-0391)にお問い合わせ下さい。

平成11年度定時総会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当協会は、去る5月18日、大宮市内ラフォーレ清水園において平成11年度定時総会を開催しました。総会では平成10年度事業報告、同収支決算報告、監査報告及び、平成11年度事業計画案、同予算案を審議、いずれも原案通り可決承認されました。今年度は役員補選を行ない、次の通り新任されました。

副支部長兼総務委員長 細井 尊
理事・総務委員 阿部 道夫
理事・財務委員長 川崎 勉

引き続き、懇親会に移り、横田支部長の挨拶に続いて、日本電信電話(株)埼玉支店法人営業部加藤道夫AM総括担当部長、(株)NTT-ME埼玉支店小森稔彦支店長、(株)埼玉建築設計監理協会片渕重幸副会長、それぞれの来賓挨拶がありました。このあと、県電気工事工業組合小澤浩二理事長の発声で乾杯、盛會裡に終了しました。ご来賓として次の皆様始め多数のご出席を頂きました。

(順不同敬称略)

(関連団体)

(社)埼玉県電業協会 吉村克昌副会長
埼玉県設備設計事務所協会

金子和己副会長

(NTT) 埼玉支店

市川 厚法人営業部工事総合調整担当課長

(NTT-ME) 埼玉支店 金子磐美営業部長

神戸照雄システム営業部長

(NTTデータ通信) 埼玉支店

川瀬梨津子営業担当

(NTTリス) 大宮支店

鈴木利八営業部長

第25回通常総会開催

埼玉県室内装飾事業協同組合

当組合では去る5月21日、春日部福祉センターにおいて第25回通常総会を開催致しました。平成10年度事業報告、収支決算書報告、監査報告及び平成11年度事業計画案、収支予算案を審議の上、いずれも原案通り可決承認されました。

引き続き来賓、賛助会の皆様との懇談会に移り、盛會裡の内に終了致しました。

総会に先立ち、埼玉県産業廃棄物協会会長鈴木勇吉氏の「産業廃棄物の現状と将来」について講演会が行われ、有意義な総会となりました。

国内景気は不況という長いトンネルの中をいまだ走り続けている現状ではありますが、今年こそ景気回復の兆しを見出し、21世紀に向けて前向きに、明るい期待を持ち、乗り越えて行かなければなりません。

10月には組合成立25周年記念式典が開催され記念すべきこの年に、役員はじめ組合員一同が全力を尽くし、更なる発展を目指し積極的な活動を展開致します。

平成11年度技術者研修会 開講式盛大に開催される！

埼玉県建設コンサルタント
技術研修協会

当協会の主要事業であるRCCM資格取得受験準備研修会(6回開催)の開講式及び第1回研修会が、去る5月28日(金)に「さいたま共済会館」504号室で受講生41名を含めて関係者60名の参加を得て盛大かつ活気をもって開催されました。

まず開講式は、大石研修委員長の司会で野口副会長の開会の辞、小山会長の挨拶で始まり、来賓として埼玉県土木部長小池久様から

「良質の社会資本整備には設計の果たす役割は大きく、社会構造の変化をいち早く読み取り、それに対応し得る技術力が必要とされている。その意味でも県として応援していく」などとエールをいただき、続いて建設省大宮国道工事事務所長岩立忠夫様から「設計業の役割はますます重要な位置を占めるようになり、技術力向上の一環として資格試験を勝ち取ると同時に資格を得てからがスタートという気概で頑張ってもらいたい」など激励をいただいた。

研修会の午前の部は、パネラー（10年度合格者22名中11名出席）によるパネルディスカッション「私のRCCM試験受験体験」が行われ、何回か落ちて職場においても辛かったと仕事をしながらの勉強の実感などが赤裸々に語られ、受験生からも活発な質問が多くあり、結論的には「試験であるから諦めずはどうしても合格するという頑張りをもつこと必要で

ある」ということになり、本年度受験生にとって本当に有意義なディスカッションとなりました。

午後の部は、埼玉県建設省管理課技術担当主査柳四郎様による「建設副産物対策について」と時代的課題について「詳細設計照査要領の改訂」を踏まえた講義があり、所定時間を超えて質問があり、活発で実りある時間となった。続いて同課コスト縮減建設構造改善担当主査只野仁様による「公共工事コスト縮減対策について」の講義は、行政側のコスト縮減の考え方、現状がよく整理して講義され、本年度当協会の重点課題として建設コスト縮減対策を検討しようとしている上で大変参考となり、また受験者にとってもこの試験の主要テーマであるだけに大変よい研修会となることができました。

受講者のみなさん全員頑張って合格して下さい。

連合会日誌

4月16日 視察研修会

研修指導委員会事業の一環として環境科学国際センター建設現場（騎西町）、彩光苑（春日部市）の視察研修を実施

4月20日 埼玉県建設コンサルタント技術研修協会総会（東武ホテル）に島村会長出席

4月26日 監事による監査

平成10年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施
広報委員会

建産連ニュース第80号の発行、第81号の編集案、平成11年度広報・啓発事業につき協議

5月6日 (株)日本塗装工業会埼玉県支部創立35周年記念式典（ラフォーレ清水園）に島村会長出席 彩の国さいたま魅力づくり推進協議会平成11年度総会（東武ホテル）に山村常務出席

5月12日 埼玉県地質調査業協会総会（別所沼会館）に山村常務理事出席

5月17日 (株)全国建設産業団体連合会理事会（助建設業振興基金会議室）に山村常務理事出席

5月18日 (株)埼玉県空調衛生設備協会総会（アルーサ清水園）に山村常務理事出席

5月19日 正副会長会議

理事会付議事項について事前協議

理事会

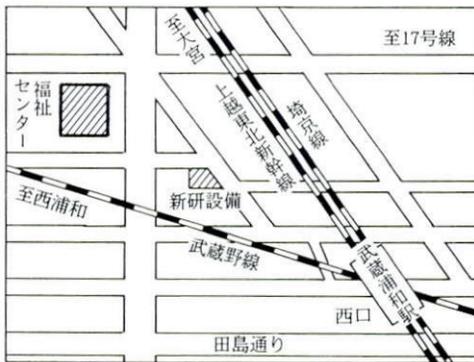
平成11年度通常総会及び20周年記念式典日程、総会付議議案等について協議

- 5月21日 埼玉県電気工事工業組合総代会（アルーサ清水園）に島村会長出席
- 5月24日 (社)埼玉県測量設計業協会総会（大ホール）に島村会長出席
- 5月25日 (社)埼玉県建築士事務所協会総会（アルーサ清水園）に山村常務理事出席
- 5月26日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会（建産連会館センター）に島村会長出席
- 5月27日 平成11年度建設産業構造改善推進記念フォーラム（ニッショーホール）に山村常務出席
- 5月28日 埼玉県環境安全施設協会総会（サンパレス）に山村常務理事出席
- 5月31日 (社)埼玉県造園業協会総会（東武ホテル）に島村会長出席
- 6月1日 (財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会（東武ホテル）に島村会長出席
- 6月2日 技能五輪彩の国さいたま2000推進協議会設立総会（東武ホテル）に山村常務理事出席
- 6月4日 埼玉県建設産業構造改善推進協議会（県民健康センター）に島村会長出席
(社)埼玉県電業協会総会（大ホール）に島村会長出席
- 6月9日 さいたま新都心建設促進協議会総会（アルーサ清水園）に山村常務理事出席
- 6月11日 (社)全国建設産業団体連合会総会（東海大学校友会館）に島村会長等出席
- 6月15日 通常総会・設立20周年記念式典
平成11年度（第20回）通常総会を建産連会館センターで開催。平成10年度事業報告、一般、特別両会計収支決算、平成11年度事業計画、一般、特別両会計収支予算役員補欠選任について議決、承認した。総会終了後、大ホールにおいて記念式典・懇親会を開催
- 6月17日 石田勝之君の衆議院青少年問題特別委員長就任を祝う会（ホテル・ニューオータニ）に山村常務理事出席
- 6月22日 建設業経営講習会
「建設業の『優勝劣敗！』生き残りの方策はこれだ」
(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催
後援：埼玉県 於：埼玉建産連会館3階大ホール 講師：長門昇氏
- 7月1日 理事会
国際技能工芸大学（仮称）設立協力、自民党県議団への政策要望等について協議
- 7月2日 勤労者福祉施設施設長会議（吉見勤労青少年フレンドシップセンター）に真野所長出席
- 7月6日 パソコン講習会
～7日 会員団体事務局職員等のパソコン初心者を対象に講習会を開催 於：ポリテクセンター埼玉
- 7月9日 総務委員会
国及び県等に対する要望事項、全国府県建産連会長会議の提出議題等について協議

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

(平成11年7月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 杉江 博孝	浦和高砂4-3-15	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	大宮市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	与野市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 菅谷 和雄	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 日黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 瀧澤源二郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	浦和市東高砂町6-15	336-0006	048(811)1820
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	浦和市宿285-2	338-0814	048(855)2163
(助)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350-1105	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 神戸 清二	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充徳	大宮市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 服部 圓	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 鈴木 昭英	浦和市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	浦和高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 関根 弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	大宮市東大成2-453 サンハイツ栗原301	330-0037	048(667)5522
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県部会	会長 原 市郎	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	浦和高砂4-4-1 三幸ビル2階	336-0011	048(863)0988
(社)埼玉県建設産業団体連合会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋4-1-7	336-8515	048(866)4301



埼玉建設労働者福祉センターを ご利用下さい

【所在地】浦和市鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール（椅子席500名収容）、会議室、
和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第81号

平成11年7月15日発行

発行 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336-8515 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印刷 〒336-0011 浦和市高砂3-6-9

株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月